

～男女が共にキラリと光るまち 伊方をめざして～

## 伊方町男女共同参画基本計画



平成22年3月

伊 方 町



## あいさつ

伊方町は、平成17年4月1日に伊方町、瀬戸町、三崎町の三つの町が合併して誕生しました。町では、佐田岬半島の暮らしを支えてきた先人達が築いたまちづくりの礎を受け継ぎながら、「協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり」を将来像とし、町民と行政が共に歩むまちづくりに取り組んでいます。



このまちづくりにおいては、男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現や、町民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら生活することができ、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、さまざまな取り組みが各地で展開され、その成果はさまざまな分野において表れていますが、私たちを取り巻く制度・慣行の中には、改善すべき事項も多いのではないかと考えるところでもあります。

そのため、本町におきましても、男女が共に自分の個性と能力を発揮できるよう、さまざまな意識・制度・慣行を見直し、取り組むべき課題や、社会の情勢の変化や新たな課題に対応するために「伊方町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後、職場・学校・家庭・地域などあらゆる場において、「男女共同参画」が真に実感できるよう、町民の皆様や関係機関の方々と連携を図りながら、この計画を着実に推進していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました伊方町男女共同参画基本計画策定委員会の皆様、また貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

伊方町長 山下 和彦



## ■ □ 目 次 □ ■

### 第1章 計画の策定にあたって

1 男女共同参画社会とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけと性格	4
4 計画の期間	4

### 第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	5
2 計画の基本目標	6
3 施策の体系	8

### 第3章 目標実現に向けての取り組み

基本目標Ⅰ 男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう	9
施策の方向1 人権意識、男女共同参画意識の高揚	9
施策の方向2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実	13
施策の方向3 暴力根絶への取り組みの充実	16
基本目標Ⅱ 男女が共にまちづくりを担いましょう	19
施策の方向4 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画拡大	19
施策の方向5 地域社会における男女共同参画の促進	23
基本目標Ⅲ 男女が共に仕事と生活の調和を実現できるようにしましょう	26
施策の方向6 雇用の分野における男女平等の推進	26
施策の方向7 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進	29
施策の方向8 仕事と家庭・地域生活の両立支援	31
基本目標Ⅳ 男女が共に健康で安心して暮らせる環境をつくりましょう	36
施策の方向9 生涯を通じた健康づくりの推進	36
施策の方向10 いきいきと安心して暮らせるための福祉の充実	39

### 第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	41
2 計画の数値目標	42

### 資料編

1 計画の策定体制	43
2 男女共同参画関連の年表	49
3 男女共同参画関連の法律・制度等一覧	53
4 用語の説明	56

(本編の該当用語の右上に※を付けています。また、同じ頁に同じ用語が複数か所ある場合は、最初の用語に※を付けています。)

# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会って、どんな社会のことをいうのでしょうか？

平成11年6月23日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」の第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

少しわかりにくいかもしれませんが、男女共同参画の基本は日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」と「法の下での平等」です。そして、男女共同参画社会とは「男女は、個人としての尊厳が重んじられ、また、お互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」であり、「男女が自分の意思により、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野に参画し、共に協力し合い、喜びも責任も分かち合える社会」といえます。

では、なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのでしょうか？

男女の平等ですが、伊方町が行った「男女共同参画社会に関する住民意識調査」では、社会の中で男女平等がどの程度達成されていると思うかの間に“平等になっていない”が全体で40.4%となっています。男性が34.7%に対して女性は45.7%で、男性もおよそ1/3がまだまだ平等ではないという認識があります。男性でも、職場の中、社会通念や慣習、しきたりなどでは男性の方が優遇されているという認識は半数を超えています。男女は身体の構造などに違いがありますが、そのことにより雇用の機会や昇進・昇給などの働く上で、あるいは家庭、地域などさまざまな場で差別が起こることを社会的になくしていく必要があります。

また、わが国では急速に少子高齢化<sup>\*</sup>が進み、平成17年には人口減少が始まりました。少子化の要因に晩婚化、晩産化、非婚化があると言われています。仕事を持つ女性が増加していますが、出産を機に退職する女性はまだまだ多く、そこには仕事と育児の両立の難しさから二者択一を迫られ、続けたかった仕事を断念せざるを得ない状況があります。かつては、夫が働き、妻が専業主婦として家庭の役割を担うという姿が一般的であり、出産を機に退職することも当然のように考えられていました。しかしながら、今日では勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっているなど、世帯のあり方や人々の生き方も多様化しています。一方、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応しているものになっていません。男性も長時間労働により、家族と過ごす時間や地域活動への参加の機会が少なく、そのことにより、女性の子育ての負担感が大きいことや、男性もストレスによる心身の健康を害したり、地域とのつながりが少ないことから退職後も閉じこもりがちになるなど、働き方の見直しが求められています。

なお、男女共同参画とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、あるいは単に女性の社会参画を促進することを目的にするものでもありません。男女がそれぞれの有する資質や能力を十分に開発され発揮することができる社会、個々の選択に応じて納得のい



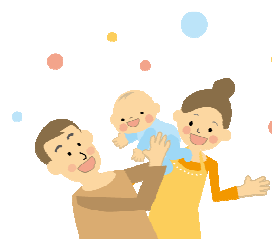
く生き方を可能とする社会の構築をめざすものです。

世界に類を見ない少子高齢社会<sup>※</sup>を活力あるものにするため、また、持続可能なものとするため、男女が共に健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、自らの意欲と能力を発揮し、多様な働き方・生き方が選択できる社会を築いていくため、男女共同参画を推進していきます。

### ■男女共同参画社会のイメージ

#### 家庭では

- 性にかかわらず、家族皆が家事・育児・介護などできることに参画し、喜びや苦勞を分かち合っています。
- 保育サービスや地域の子育ち・子育て支援を受けながら、楽しくゆとりをもって子育てしています。
- 介護を女性だけ、あるいは家族だけが行うのではなく介護サービスや地域の見守りなど社会の支援も受けながら行っています。



#### 地域では

- 男女が共に自治会やPTA、ボランティアなどの地域活動に積極的に参加し、明るく住みよい地域づくり、生涯にわたり健康でいきいきと過ごせる地域づくりに貢献しています。
- さまざまな地域活動に女性のリーダーもたくさん活躍しています。また、審議会等の女性委員の登用も進んでいます。



#### 学校では

- 子どもたちは次代を担う大人として、親としてたくましく生きる力、お互いを思いやる心を身につけ、協力し合いながら育っています。
- お互いの性を尊重するとともに、生命の大切さについての理解を深めています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。



#### 職場では

- 採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力や意欲が十分に発揮されています。
- 漁業や農業などの分野で女性も経営者として、また、パートナーとして経営感覚を身につけ、経営の安定や発展に共に取り組んでいます。
- 仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域活動などバランスのとれた生活を送っています。



## 2 計画策定の趣旨

わが国における男女平等の取り組みは、戦後の昭和20年12月の衆議院議員選挙法の改正公布による婦人参政権を皮切りに、昭和50年の国際婦人年世界会議において「世界行動計画」が採択され、昭和51年から10年間で「国連婦人の10年」と決定したことを受けて、昭和52年に「国内行動計画」を初めて策定しました。男女共同参画としての取り組みは、平成6年に当時の総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」を設置し、平成8年には男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。そして、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成12年に男女共同参画審議会による「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受け、「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成13年には総理府男女共同参画室から内閣府男女共同参画局に改組され、「男女共同参画会議」の内閣府設置や「第1回男女共同参画週間」の実施がありました。平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、第1次基本計画策定以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の施行及び一部改正、「育児介護休業法」の二度の改正、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」の改正、「女性の再チャレンジ支援プラン」の改定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※</sup>憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など、相次いで関連法等が制定されました。

愛媛県では、平成13年5月に「愛媛県男女共同参画計画」（平成13年度～平成22年度までの10年間）を策定し、平成14年3月には「愛媛県男女共同参画推進条例」を制定し、平成16年12月に条例の一部改正を行い、平成18年3月に「愛媛県男女共同参画計画」の一部変更（中間改定）を行いました。

伊方町では、男女共同参画社会の形成をめざし、行政として取り組むべき施策の方向を示すとともに、町民、各種団体、事業者、教育関係者等との協働のもとに、施策を総合的・計画的に推進するために「伊方町男女共同参画基本計画」を策定しました。

### 3 計画の位置づけと性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画で、伊方町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

また、平成19年3月策定の伊方町の基本的なまちづくりの方向を示す「伊方町総合計画」を上位計画とし、「第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（平成20年3月策定）や「伊方町次世代育成支援後期行動計画」（平成22年3月策定）等の他の分野別計画との整合性を図っています。

なお、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「愛媛県男女共同参画計画（中間改定）」はいずれも平成22年度を目標とした計画であるため、参考としながら策定以降の新たな動向を踏まえながら策定しています。

また、この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、行政が取り組むべき指針としてその目標と具体的な施策を明らかにするとともに、伊方町に住み、働き、学ぶ人々や各種団体、事業者等が、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。なお、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化などに対応し、目標実現に向けての取り組みなど具体的な施策については、中間年である平成26年度に見直しを行います。

## 第2章

### 計画の基本的な考え方



# 1 計画の基本理念

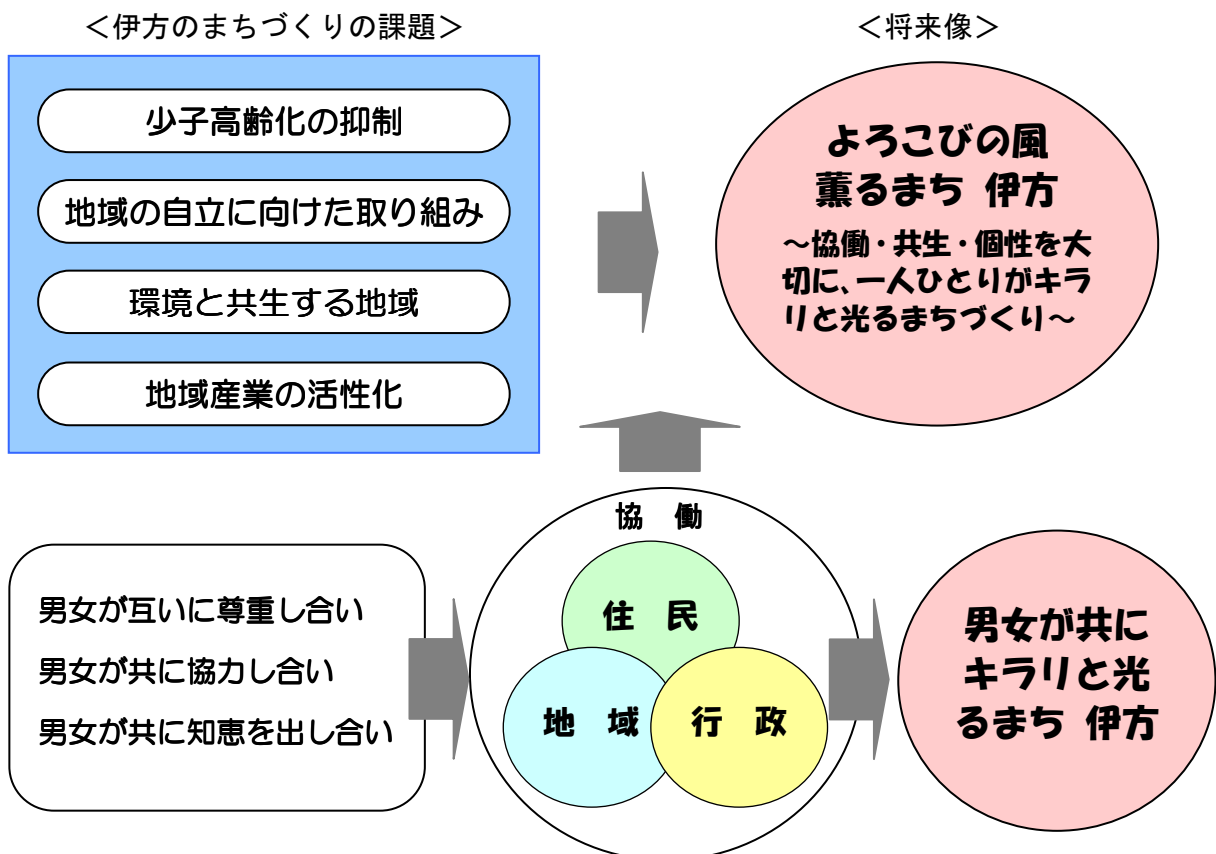
「伊方町総合計画」においては、まちづくりの課題として「**少子高齢化<sup>※</sup>の抑制**」「**地域の自立に向けた取り組み**」「**環境と共生する地域**」「**地域産業の活性化**」をあげ、将来像を「**よろこびの風薫るまち 伊方 ～協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり～**」としています。

このような伊方のまちを実現するためには、男女が互いに尊重し合い、共に協力し、共に知恵を出し合い、力を発揮していくことが最も重要です。そのことが、住民自治の力を高め、よりよい伊方を築くことにつながるものと考えます。そこで、この計画の基本理念を「**人権の尊重**」と「**あらゆる分野への共同参画**」とし、めざすべき将来像を「**男女が共にキラリと光るまち 伊方**」とします。

## ■基本理念

**「人権の尊重」**：あらゆる場において男女が対等に、それぞれの人権が尊重され、共に多様な生き方を認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることができるまち

**「あらゆる分野への共同参画」**：伊方町のまちづくりの課題解決に向けて、男女があらゆる分野で個性と能力を発揮できるよう、また、男女が仕事と家庭生活、地域生活とを両立し、いきいきと豊かな人生を送ることができるまち



## 2 計画の基本目標

伊方町における男女共同参画社会をめざし、関係各課をはじめ、住民、事業者、各種団体等が有機的に連携し、総合的・効果的に取り組みを進めるため、次の4つの基本目標を定めます。

### ■基本目標Ⅰ

#### 男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう

性別をはじめ年齢、障害の有無、国籍等にかかわらずあらゆる差別をなくし、一人ひとりがお互いの人権を尊重することを基本とするとともに、男女共同参画についての理解と認識を深めるための啓発を進めます。

また、学校をはじめ家庭や地域社会、職場などのあらゆる場で男女共同参画の視点に立った教育や学習を進めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス<sup>※</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>、児童や高齢者等に対する虐待などの人権を踏みにじる意識や行為の根絶と、被害者の早期発見や対応などの取り組みを進めます。

### ■基本目標Ⅱ

#### 男女が共にまちづくりを担いましょう

男女が共に伊方町が抱えるまちづくりや生活のさまざまな課題の解決に向けて取り組むとともに、めざすべき将来像を実現するため、これまで男性中心になりがちだった政策・方針の立案や決定過程への女性の参画を促進します。

また、地域社会での男女共同参画を進めるため、固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>や慣習、慣行を見直すとともに、性別等にかかわらず多様な考え方が反映される機会、参画する機会の確保を進めます。

### ■基本目標Ⅲ

#### 男女が共に仕事と生活の調和<sup>※</sup>を実現できるようにしましょう

関係機関や事業所等と連携し、雇用機会や賃金、昇進等の性による格差をなくし、働く女性がその能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。

また、農林水産業や商工業などの自営業において、女性の経営への参画と経済的地位の向上を促進するとともに、女性が活動しやすい環境づくりを進めます。

さらに、女性が「仕事か家庭か」という二者択一ではなく、また、男性の仕事優先

の考え方ではなく、男女が共に仕事と家庭・地域生活など、自らが望むバランスで選択・実現できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）への転換をめざします。

また、女性の就業継続や再就職等、多様なニーズに対する支援の充実に努めます。

#### ■基本目標Ⅳ

### 男女が共に健康で安心して暮らせる環境をつくりましょう

女性の妊娠・出産などの生涯を通じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に対応するため、女性自身が正しい知識を得られるようにするとともに、男性も母性保護や女性の健康に関する認識を高められるよう啓発を進めます。

また、男性の生活習慣病<sup>※</sup>の予防や更年期の問題<sup>※</sup>、仕事上のストレスからくる心の健康問題<sup>※</sup>の解消をめざし、心身の健康づくりを進めます。

さらに、青少年が生命と体を大事にするとともに、心の悩みなどに対応できるよう、性に関する正確な知識の普及や心の問題に対する指導や相談の充実に努めます。

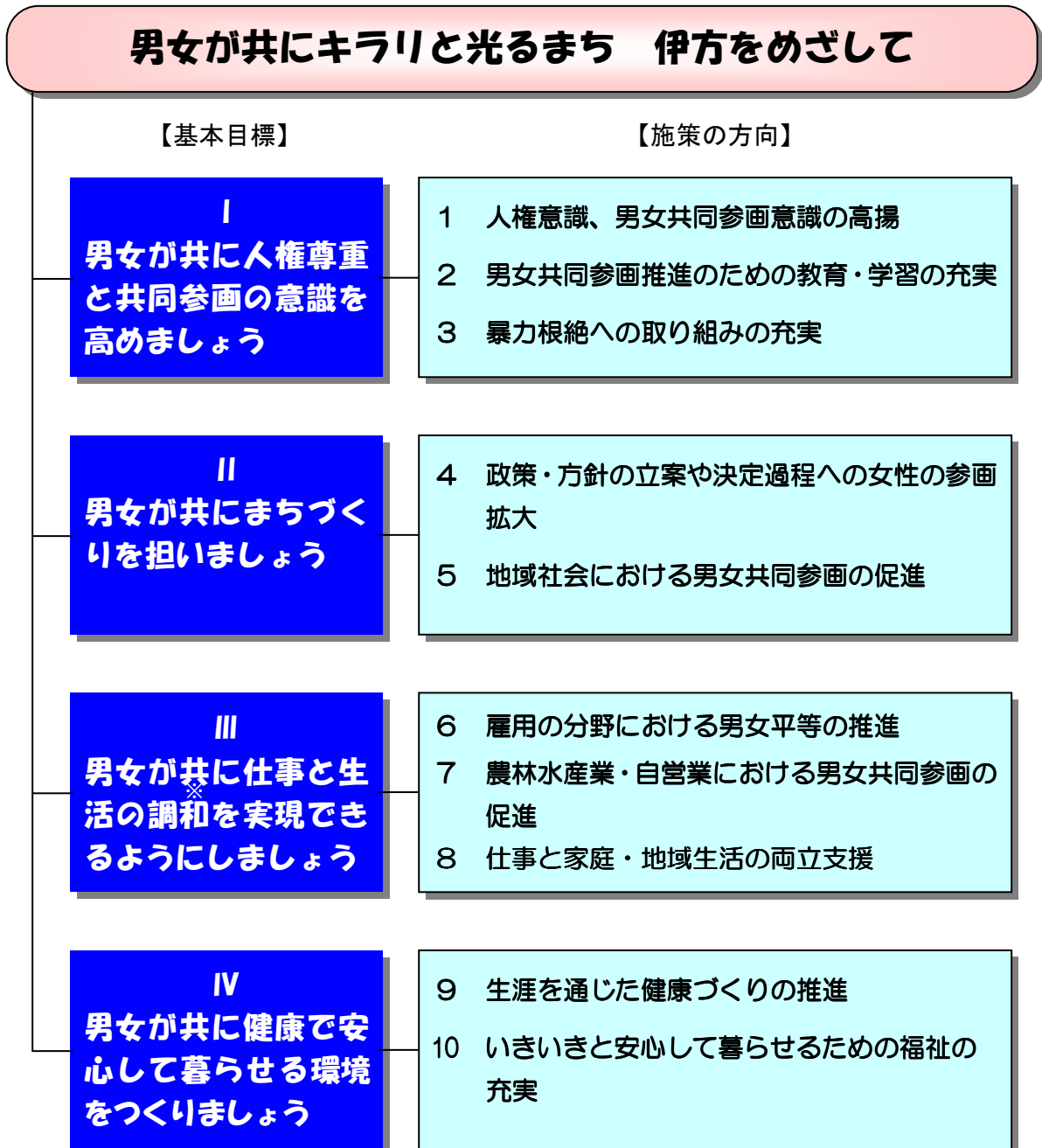
また、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが生涯にわたって地域の中で安心して暮らすことができるよう、支援の充実に努めるとともに、介護や看護への男女の参画などを進めます。





### 3 施策の体系

計画の基本目標のもとに具体的な施策を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



## 第3章

### 目標実現に向けての取り組み



基本目標 **I** 男女が共に人権尊重と共同参画の意識を高めましょう

施策の方向1 人権意識、男女共同参画意識の高揚

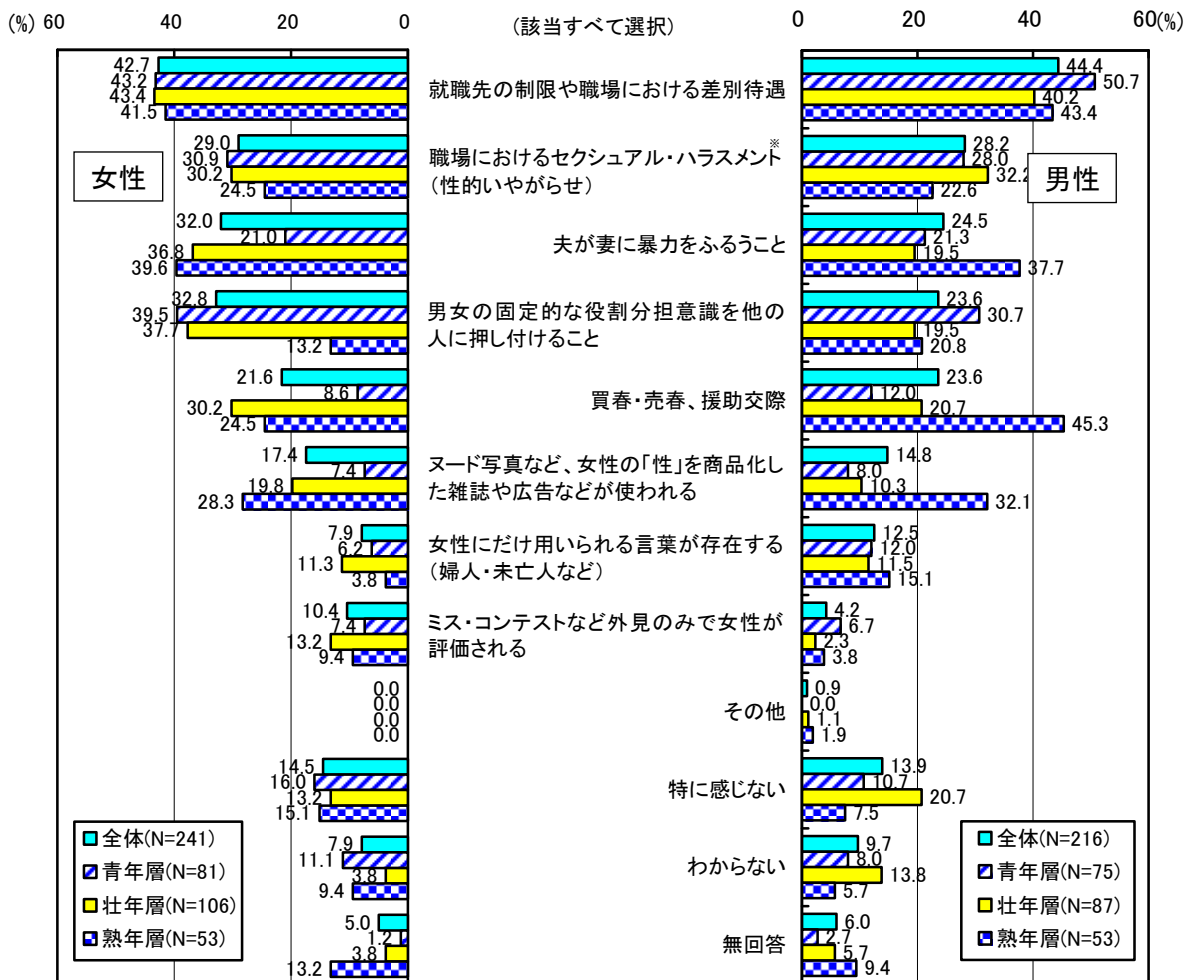
現況と課題

女性の人権が尊重されていないことについて、「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（調査期間：平成21年7月21日～8月3日、以降単に住民意識調査といいます。）によると、「就職先の制限や職場における差別待遇」がトップで男女の認識がほぼ一致していますが、「夫が妻に暴力をふるうこと」や「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押し付けること」は男女で開きがあり、男性のほうがあげる率が低くなっています。

また、年齢によっても認識に開きがある項目があり、特に「買春・売春・援助交際」に関しては男女共に青年層であげる率が低くなっています。

さらに、「特に感じない」や「わからない」が合わせて男女共におよそ1/4となっていて、女性の人権侵害についての意識を、学校をはじめ家庭や地域等と連携をとって高めていく必要があります。

■性・年齢層別 女性の人権が尊重されていないこと

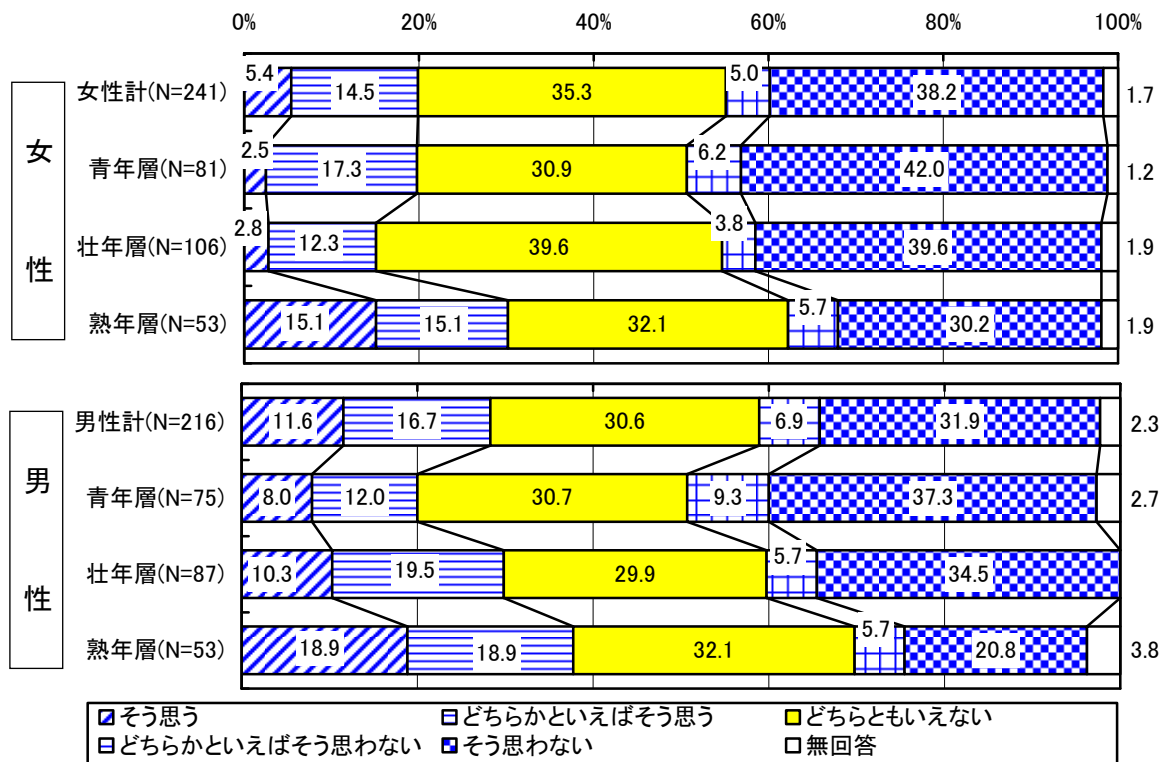


資料：平成21年住民意識調査

注) 青年層は20歳代及び30歳代、壮年層は40歳代及び50歳代、熟年層は60歳以上(以下、同様)

「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担<sup>※</sup>の考え方については、男女共に否定的な人が肯定的な人を上回っていますが、肯定的な人は女性が19.9%、男性が28.3%で男性のほうが高く、また、男女共に熟年層が高い率となっていて、男女や年齢による意識差があります。

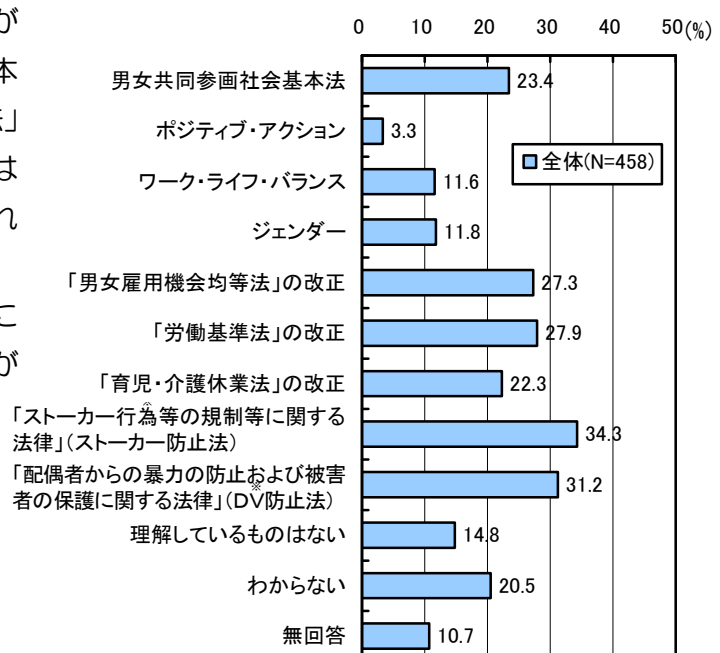
■性・年齢層別 「男は仕事 女は家庭」の性別役割分担の考え方について



男女共同参画に関連する法律や用語についてはさまざまなものがあります（資料編参照）が、基本となる「男女共同参画社会基本法」について正しく理解している人は全体の23.4%で、まだまだ知られていないのが実情です。

今後のその趣旨や基本理念等についても広く周知していく必要があります。

■男女共同参画関連の法律や用語の理解状況



## 施策の方向の考え方

男女がお互いに認め合い、尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、性の尊重や人権の尊重を基盤とした社会づくりを進めるとともに、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）をはじめさまざまな機会や媒体を活用して、男女共同参画社会基本法をはじめ関連する法律等の趣旨や背景などについて啓発を進めます。

## 主な取り組み

### ① 人権に関する啓発活動の充実

施策項目	取り組み内容	担当課
人権意識の高揚	あらゆる分野で人権が尊重され、差別を許さない人権意識を高めるため、多様な媒体や機会を活用して啓発を進めます。	全課
学校等関係機関と連携した人権啓発	小さい頃から女性の性に対する認識や命を大切にする青少年の意識を高めるため、学校等関係機関と連携して人権啓発を進めます。	全課
広報等の性差別につながる表現の促進	愛媛県が平成15年11月に発行した「男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン」を活用し、広報等において性差別につながらないよう表現に留意します。	全課

### ■男女共同参画の視点からの公的広報の表現に関するガイドライン（愛媛県）から

#### 愛媛県男女共同参画推進条例（情報の公表に際しての留意）

第8条第1項 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別もしくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

#### 視点1 性別でなく個性を尊重しよう

- 性別による固定的な役割分担意識をなくそう
- 職種、職域に男女の区別はありません
- 「～らしさ」の表現には注意

#### 視点2 女性と男性を対等に表現しよう

#### 視点3 言葉を見直そう

#### 視点4 人格を尊重して表現しよう

## ② 男女共同参画意識の高揚

施策項目	取り組み内容	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画社会についての啓発や正しく理解できるよう、広報をはじめホームページ等を活用して啓発活動を進めます。	政策推進課
男女共同参画週間等の周知	男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について住民の理解を深めるために定められている「男女共同参画週間」（毎年6月23日～29日）や、県が定めている「男女共同参画推進週間（パートナー・ウィークえひめ）」（6月17日～23日）についての周知や期間中のイベントなどによる啓発の強化を図ります。	政策推進課
啓発資料の収集・作成	男女共同参画に関する図書や関連資料の収集・提供に努めるとともに、審議会等委員の女性登用状況など、伊方町における男女共同参画の状況がわかる情報の住民への提供や庁内活用を進めます。	政策推進課 関係各課

### 住民の声

- ◆ 男性にしても、女性にしても、まず個人の考えをしっかりと持つことが大切だと思います。「男女平等」や「男女共同参画」という意識が個人にあれば、家庭の中でも生き方が違ってくると思われるし、子育てや家事においても分担していくのが当たり前になると思います。長い歴史の中で、男尊女卑の考えは、すりこみ状態でこれまで続いているので、急には変わることができなくても、徐々に変革していくようにするとよいと思います。（男性・50歳代）
- ◆ 30代、40代を境に世代交代により徐々に進んでいく気がする。教育現場から変わらなければむずかしいのでは？（女性・50歳代）
- ◆ 男女平等とは言っても男性の仕事の方が大変で、女性では無理な事も沢山あるのに、権利ばかりを主張するのはいかがなものかと思います。（男性・40歳代）
- ◆ 女性も男性も共に助け合うことが、必要だと思います。（女性・60歳以上）

資料：平成21年住民意識調査自由記述（以下、同様）

## 施策の方向2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

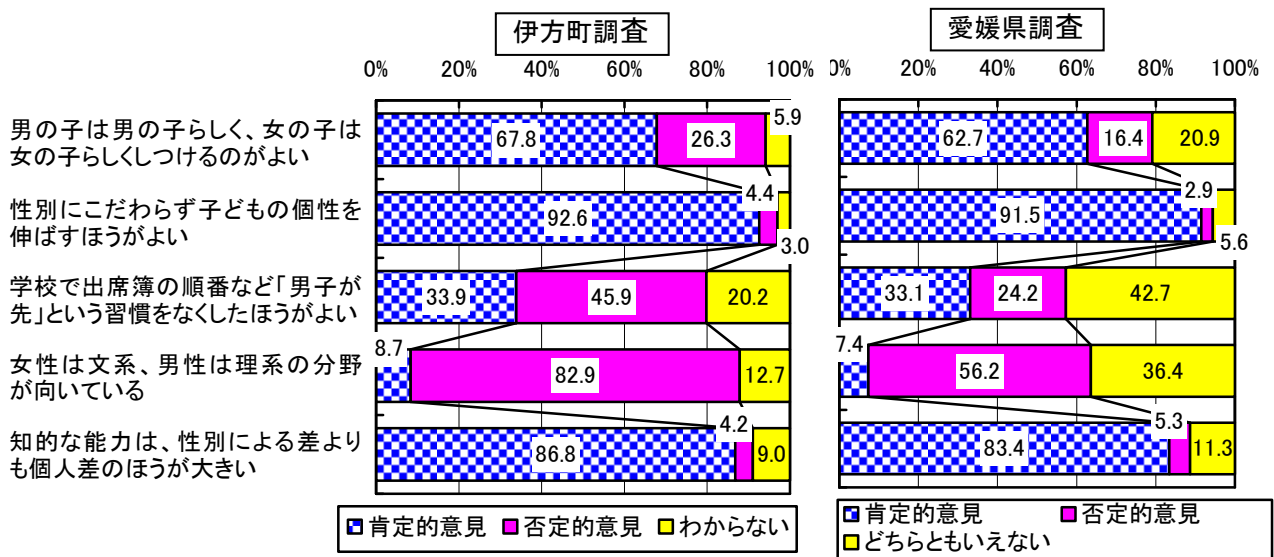
### 現況と課題

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちが個人の尊厳や男女平等意識を身に付けることが基本であり、学校教育や家庭教育の果たす役割が非常に重要です。

伊方町では、男女混合名簿については、小学校9校のうち4校が導入し、中学校では導入されていません。混合名簿は、男女を対等に扱う一例として導入が進められていますが、保健関係や他の機関、資料作成等で性別のほうを使いやすいという声もあります。

また、住民意識調査から子どもの教育に対する考え方をみると、「学校で出席簿の順番など『男子が先』という習慣をなくしたほうがよい」については否定的意見が45.9%とおよ半数を占め、県の平成21年の調査結果の24.2%よりも高くなっています。混合名簿の問題については、子どもの人権意識を高め、性差別を許さない感覚を身につけられるようにすることを基本に、画一的ではなく使いやすさも含めて総合的に検討する必要があります。

■子どもの教育に対する考え方について



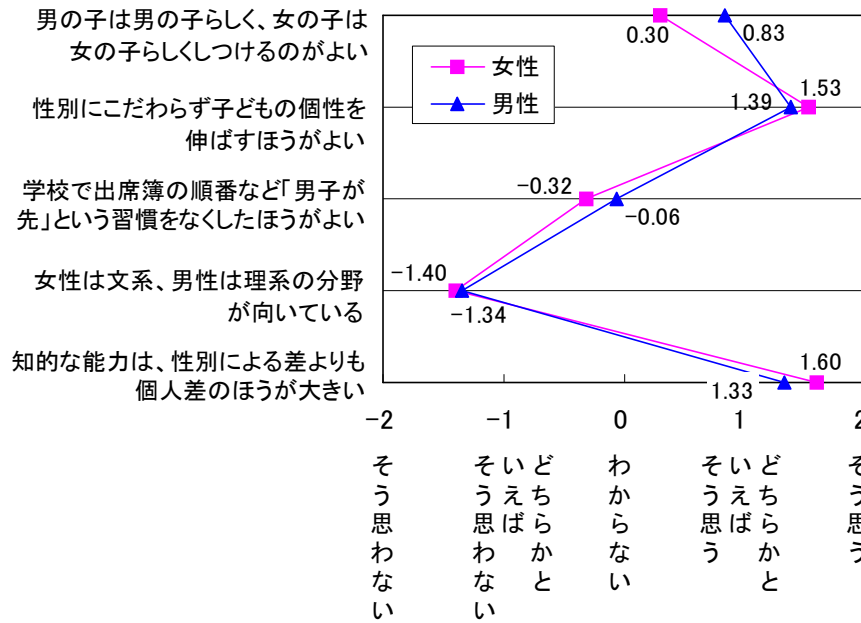
資料：平成21年住民意識調査、愛媛県は平成21年実施の「男女共同参画に関する世論調査」  
注) どちらの調査も無回答を除いて集計しています。

子どもの教育に対する考え方について性別に加重平均でみると、男女共に「性別にこだわらず子どもの個性を伸ばすほうがよい」や「知的な能力は、性別による差よりも個人差のほうが大きい」は男女共に肯定度が高く、また、「女性は文系、男性は理系の分野が向いている」は男女共に否定度が高いものの、「男子は男子らしく、女子は女子らしくしつけるのがよい」については男女で差が見られ、男性のほうが肯定度が高くなっています。

性格や趣味、好みなどは、性別ではなく個人個人で異なり、「女性はやさしくよく気がつかないといけない」とか、「男性は強くたくましくなければならない」といった決めつけではなく、一人ひとりのらしさを見つけ育てていくことが重要です。



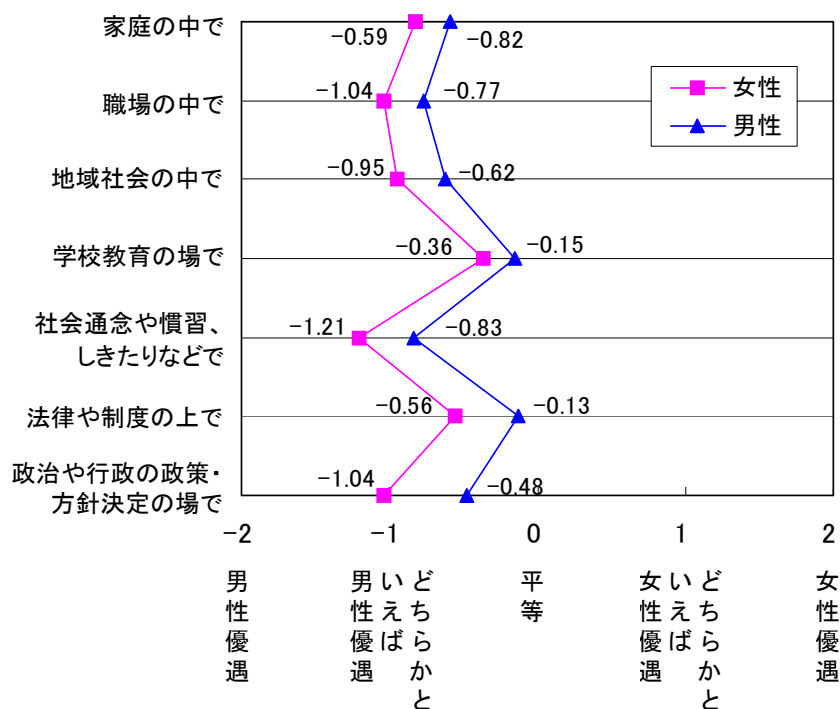
■性別 子どもの教育に対する考え方（加重平均）



さらに、住民意識調査から、男女の地位の平等感について、学校教育の場では男女共に平等になっていると受け止める傾向にあります。社会通念や慣習、しきたりでは男女が共に、あるいは職場の中、政治や行政の政策・方針決定の場などでは特に女性がまだまだ男性優位と受け止めています。

人権尊重と男女共同参画意識を持った子どもを育てていくためにも、まず大人が意識を変え、子どもの性別にかかわらず、一人ひとりが個性ある人間としてその子らしい生き方を選択できるように子どもの育ちを見守り、支援していくことが大切です。

■性別 男女の地位の平等感（加重平均）



## 施策の方向の考え方

学校や保育所においては、伊方町の次代を担う人づくりの視点から、男女が共に思いやりや心豊かにたくましく生きる力を育むことを基本に、一人ひとりの個性を伸ばせるよう、発達段階に応じて人権尊重や男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。

また、家庭においては、子ども一人ひとりのらしさを見つけ育む、豊かな人間関係を築けるよう、地域社会とのつながりの中で人権意識や男女共同参画についての意識を高められるよう、各種講座や研修による学習を促進します。

## 主な取り組み

### ① 学校等における人権教育や男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策項目	取り組み内容	担当課
人権意識を培う教育の推進	子どもたちが小さい時からお互いを思いやる心、命の大切さ、個性を認める意識などを培うことができるよう、保育所や小・中学校において人権教育の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
男女平等、男女の相互理解や協力に関する教育の推進	技術・家庭や家事・育児・介護体験等の授業を通して男女平等、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
男女混合名簿の適切な利用の促進	保育所、小・中学校において混合名簿の導入の趣旨について職員をはじめPTA等に正しく理解されるよう広報の充実を図ります。	学校教育課 保健福祉課
進路指導体制の強化	性別にこだわりなく、子どもたち一人ひとりの主体的な選択を可能にするため、地域の事業所等とも連携して、職場体験機会の充実に努めるとともに、個性や能力を尊重した進路・生徒指導の強化に努めます。	学校教育課
男女共同参画に関する研修の充実	保育所や学校における男女平等、男女共同参画の視点に立った教育を行えるよう、保育・教育関係者に対する研修の充実に努めます。	学校教育課 保健福祉課

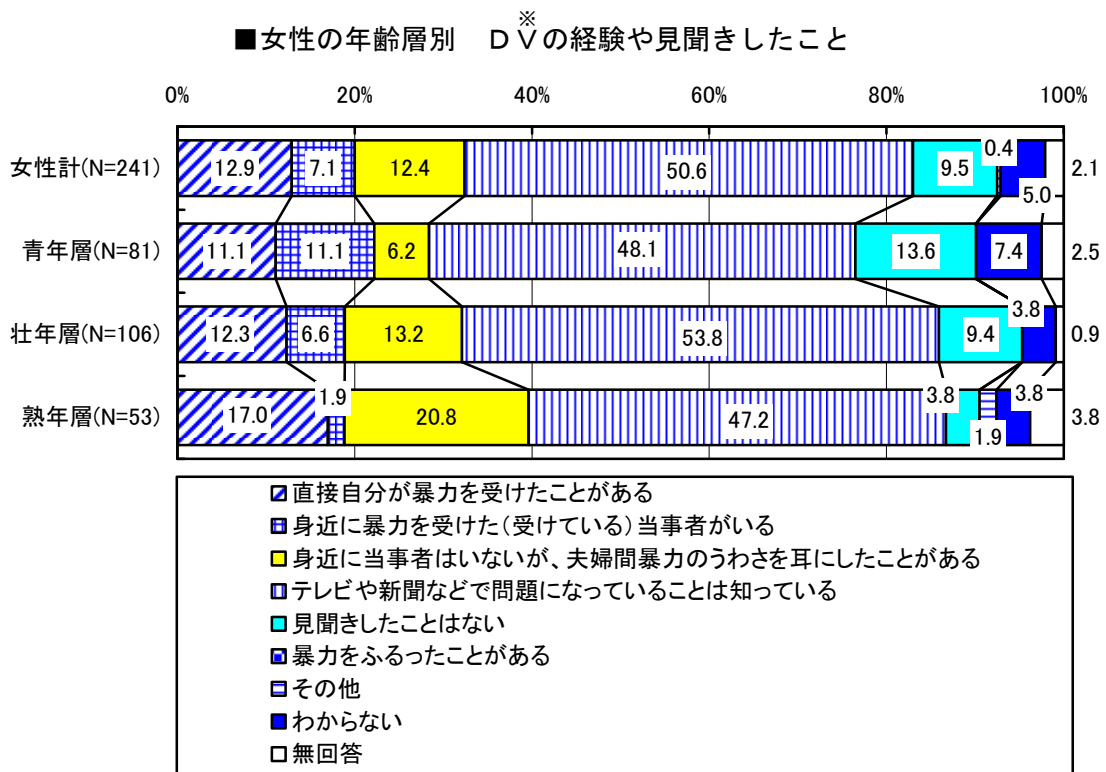
### ② 家庭や地域における人権教育や男女共同参画の視点に立った学習の促進

施策項目	取り組み内容	担当課
家庭教育の促進	保育所や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実に努めるとともに、子育てに関する保護者を対象にした学習会などを開催します。	学校教育課 生涯学習課 保健福祉課
地域学習の促進	県の制度等を活用し、男女共同参画に関する各種学習会や講座等の開催に努めるとともに、託児サービスなど参加しやすい環境づくりに努めます。	政策推進課 生涯学習課 保健福祉課

### 施策の方向3 暴力根絶への取り組みの充実

#### 現況と課題

伊方町では、合併以降の女性に対する暴力に関する相談・対応件数は0件ですが、住民意識調査では女性の「直接自分が暴力を受けたことがある」との回答は12.9%、「身近に暴力を受けた（受けている）当事者がいる」が7.1%、「身近に当事者はいないが、夫婦間暴力のうわさを耳にしたことがある」が12.4%で、身近な体験の割合は32.4%とおおよそ3人に1人の割合となっています。「直接自分が暴力を受けたことがある」は男性の14倍で、全国的にも女性の被害のほうが圧倒的に多くなっています。



女性への暴力に対する取り組みが進むきっかけになったのは、平成5年の国連総会で、女性への暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題であるとして、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたことにあります。また、平成7年に北京で開催された国連第4回世界女性会議では、「北京宣言及び行動綱領」に、女性に対する暴力を防止し、根絶するための総合的な対策を講じる必要性が明記され、この問題が世界的に共通の課題となりました。わが国では、平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、平成16年と平成19年の2度にわたり、被害者保護の充実を図るため法改正が行われました。平成19年の改正は、「配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定が市町村の努力義務に位置づけられるなど、配偶者等からの暴力の防止は依然として大きな課題となっていて、伊方町においても「配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨や相談窓口等の周知を進める必要があります。

また、児童虐待や高齢者虐待などについてもドメスティック・バイオレンス（DV<sup>※</sup>）とともに社会問題となっていますが、このような人権を侵害する問題について、その背景を的確に捉えるとともに、虐待防止の啓発や高齢者等の権利擁護の必要性についての周知、相談対応の充実を図っていく必要があります。

**法律が対象としている「暴力」とは**

身体的な暴力だけではなく、精神的、性的な暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。また、配偶者（事実婚を含む）からの暴力に加え、元配偶者（事実婚の解消を含む）から離婚後も引き続き受ける暴力も含まれます。ただし、保護命令の対象は、身体的な暴力、または生命・身体に対する脅迫に限ります。

**施策の方向の考え方**

暴力は性別によらず人権侵害ですが、特に配偶者や恋人間における女性に対する暴力、DVをはじめ、性犯罪、買春、ストーカー行為<sup>※</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>などさまざまな暴力について、その背景には家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女がおかれている状況や過去からの女性差別の意識があることへの理解を徹底するとともに、防止に向けて啓発活動の強化を図ります。

また、児童虐待や高齢者虐待などについても、防止するための意識啓発を図るとともに、DVをはじめ虐待等さまざまな暴力の被害者に対する相談や支援の充実を図ります。

**主な取り組み**

① あらゆる暴力を許さない地域づくり

施策項目	取り組み内容	担当課
女性に対する暴力をなくす運動の啓発	女性に対する暴力根絶について、その背景や趣旨を広く住民が理解できるよう、「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ啓発の充実を図ります。	保健福祉課
セクシュアル・ハラスメント等に関する啓発	セクシュアル・ハラスメント等に関して防止を徹底するため、関係機関との連携により事業者や地域団体等への啓発活動を進めます。	商工観光課 保健福祉課
教職員等に対するセクシュアル・ハラスメント等に関する啓発	セクシュアル・ハラスメント等に関して防止を徹底するため、保育関係者、学校教育関係者、役場職員に対する研修の充実を図ります。	保健福祉課 学校教育課

施策項目	取り組み内容	担当課
児童虐待防止の推進	児童虐待の防止に関して通告義務等の啓発を進めるとともに、地域住民や団体、関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見と対応、発生の予防に努めます。	保健福祉課
高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止に関して通告義務等の啓発を進めるとともに、地域住民や団体、関係機関等との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見と対応、発生の予防に努めます。	保健福祉課

## ② 暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実

施策項目	取り組み内容	担当課
相談窓口等の周知	女性が暴力を受けた際の相談窓口について広報で周知するとともに、児童虐待、高齢者虐待の相談窓口などと合わせて、健診の機会や保健活動、介護保険の説明など、さまざまな機会を活用して周知を進めます。	保健福祉課
※ DV防止対策用シールの女性用トイレへの貼付	DV被害者に相談機関の連絡先を知ってもらうため、県が作成する対策用シールを庁舎及び関係施設の女性用トイレに貼付します。	保健福祉課
DV被害に関する相談体制の充実	DV被害者に対する相談窓口での適切な対応が行えるよう、県主催の研修会に参加するとともに、婦人相談所等関係機関との連携を図り、対応の充実に努めます。	保健福祉課
児童虐待に関する相談体制の充実	児童虐待に関して、県をはじめ関係機関等との連携を強化し、相談や保護等の体制の整備・充実に努めます。	保健福祉課
高齢者虐待に関する相談体制の充実	高齢者虐待に関して、県をはじめ関係機関等との連携を強化し、相談や保護等の体制の整備・充実に努めます。	保健福祉課



基本目標 **Ⅱ** 男女が共にまちづくりを担いましょう

施策の方向4 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画拡大

現況と課題

「伊方町総合計画」では、審議会等委員における女性の登用率の目標を平成22年度末までに30%と設定していますが、平成21年4月1日現在、女性の登用率は25.8%です。ちなみに、平成20年は25.3%で、県平均の21.8%よりは高いものの、むしろ平成17年のほうが36.6%と高かったこともあり、目標値に関して職員の認識を高め、全庁的に達成に向けて取り組む必要があります。

また、役場の管理職については、平成18年以降6%台で推移していますが、わずかながら増加傾向にあります。自治会長への女性の登用はなく、その他にも農業協同組合役員に1人女性の委員がいますが、まだまだ、女性の参画が少ない状況です。少子高齢社会を男女が共に知恵を出し合い、力を合わせて活力ある社会とできるよう、女性の参画を進めていく必要があります。

■女性の参画状況

項目		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年					
町議会	議員数 (人)	22	22	22	22	22					
	女性議員数 (人)	1	1	1	1	1					
	女性議員率 (%)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5					
審議会等	審議会数	4	5	13	18	19					
	女性のいる審議会数	3	4	12	16	16					
	委員数 (人)	71	116	318	443	469					
	女性委員数 (人)	26	34	90	112	121					
	女性委員率 (%)	36.6	29.3	28.3	25.3	25.8					
小学校・中学校	小学校女性管理職率 (%)	13.6	18.2	22.7	23.8	27.8					
	中学校女性管理職率 (%)	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0					
自治会	自治会長数 (人)	69	69	69	69	69					
	女性自治会長数 (人)	1	0	0	0	0					
	女性自治会長率 (%)	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0					
農業委員	農業委員数 (人)	20	20	19	19	20					
	女性農業委員数 (人)	0	0	0	0	0					
	女性農業委員率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
項目		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
役場		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	職員数 (人)	172	107	170	100	169	98	160	97	150	93
	管理職数 (人)	53	8	49	6	52	6	45	6	42	6
	管理職率 (%)	30.8	7.5	28.8	6.0	30.8	6.1	28.1	6.2	28.0	6.5

注)各項目は各年4月1日現在の数値。役場の管理職は、課長、総合支所長、本庁課長補佐、総合支所課長、保育所長を対象としています。

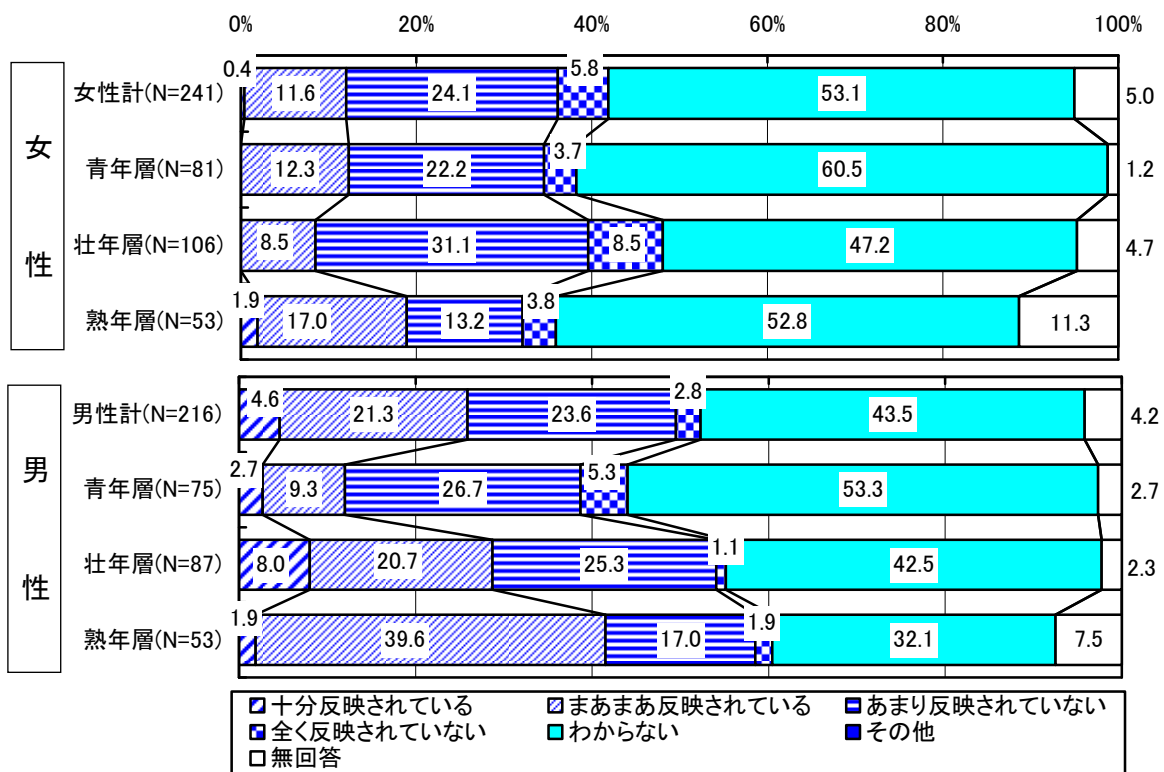
項目		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
指導業	農業指導士 (人)	—	—	—	1	1
	女性農業指導士 (人)	—	—	—	0	0
	女性農業指導士率 (%)	—	—	—	0.0	0.0
同組合	役員数 (人)	43	41	43	35	35
	女性役員数 (人)	1	1	1	1	1
	女性役員率 (%)	2.3	2.4	2.36	2.9	2.9
同漁業協	役員数 (人)	40	40	40	40	40
	女性役員数 (人)	0	0	0	0	0
	女性役員率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商工会	役員数 (人)	72	72	31	31	31
	女性役員数 (人)	3	3	1	1	1
	女性役員率 (%)	4.2	4.2	3.2	3.2	3.2

資料：町調べ

注）農業協同組合及び漁業協同組合はJAIにうわ及び八幡浜漁業全体での数字となるため、町外者も含まれます。また、商工会は平成19年4月1日に3つの商工会が合併しました。

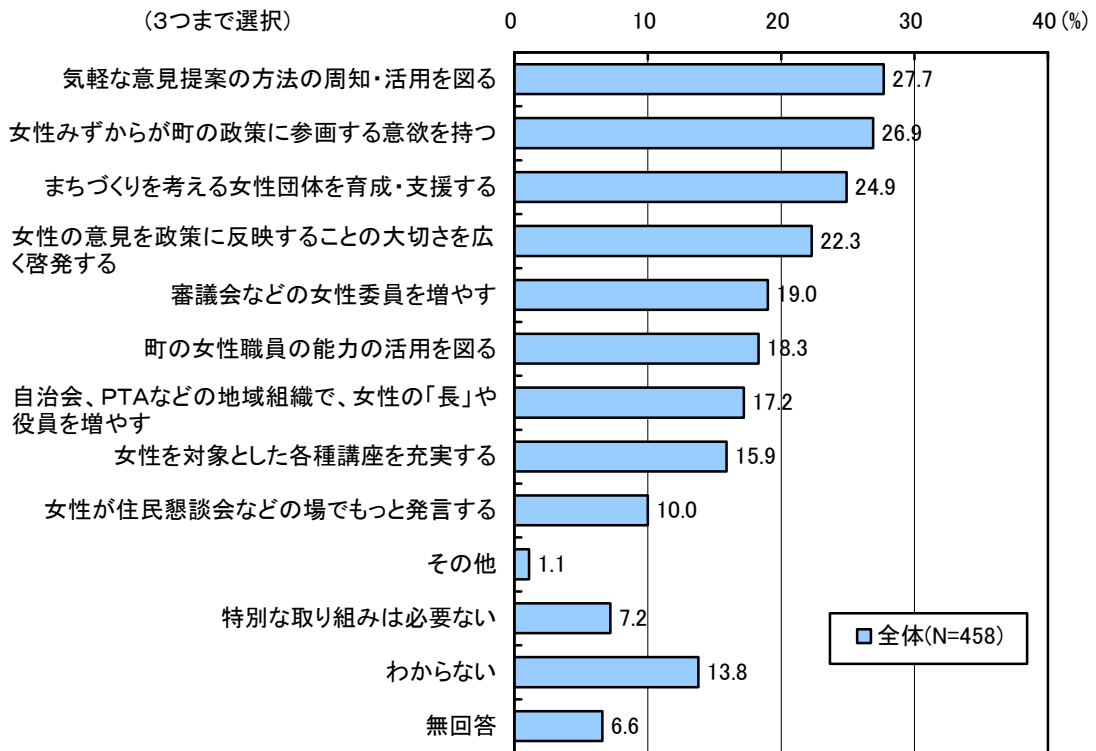
住民意識調査から、町の政策への女性意見の反映状況をみると、「反映されている」は18.6%、「反映されていない」が28.2%で、「わからない」が48.5%となっています。「反映されている」は女性が12.0%、男性が25.9%、「わからない」は女性が53.1%、男性が43.5%で、「反映されている」は男女共に熟年層が高く、また、「わからない」は男女共に青年層が高くなっています。審議会委員等への参画が男性のほうが依然として多く、また、男女共に熟年層が多いことから、女性意見が反映されているかの判断が女性や若者につきにくい状況があるようです。

■性・年齢層別 町の政策への女性意見の反映状況



また、町の政策に女性の意見を反映するために必要なこととしては、「気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る」がトップで、「女性みずからが町の政策に参画する意欲を持つ」や「まちづくりを考える女性団体を育成・支援する」「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」などが求められています。

■町の政策への女性意見反映のために必要なこと



施策の方向の考え方

男女が共に豊かで活力あるまちづくりを進めることができるよう、女性や若者に対する政治やまちづくりへの関心を高めるとともに、審議会等委員への女性の参画率をこの計画終了年度である平成31年度には35%とします。

また、町役場においても男性向き、女性向きという職の枠を取り払い、男女の職域の拡大を図るとともに、女性の管理職の育成と積極的な登用を促進し、事業所や地域団体等民間における経営や方針決定への女性の参画が促進されるよう、啓発を進めます。

さらに、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるよう、県等関係機関と連携をとりながら、多様なチャレンジ<sup>※</sup>を支援します。



## 主な取り組み

### ① まちづくりへの住民の関心の喚起

施策項目	取り組み内容	担当課
町政への関心の喚起	女性や若者が町政やまちづくり等への関心を高められるよう、広報や出前講座などを活用して啓発を進めるとともに、審議会等委員への女性や若者の参画率などの情報提供など、住民にわかりやすい町政の推進に努めます。	政策推進課
町政に対する意見の効果的な運用体制の整備	町政に対して気軽に意見提案などが行える体制やその活用について検討します。	政策推進課

### ② 意思決定の場への女性の参画拡大

施策項目	取り組み内容	担当課
審議会委員等への女性の参画促進	審議会等への女性委員の参画目標を平成31年度35%とするとともに、女性委員がゼロの審議会等の解消をめざします。	政策推進課 関係各課
女性人材の把握と活用	審議会等委員の女性の参画を進めるため、女性人材の把握と活用を促進します。	政策推進課 生涯学習課 関係各課
女性の登用の促進	男女共同参画社会の実現に寄与するため、政策方針決定の過程に女性の積極的な登用を進めます。	総務課
民間部門における女性の参画拡大	農業や漁業、商工業などの団体における方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	政策推進課 関係各課
地域活動における女性の参画拡大	P T Aや自治会等の各種団体の代表や役員への女性の参画状況の公表を行うとともに、女性の参画を働きかけます。	政策推進課 関係各課

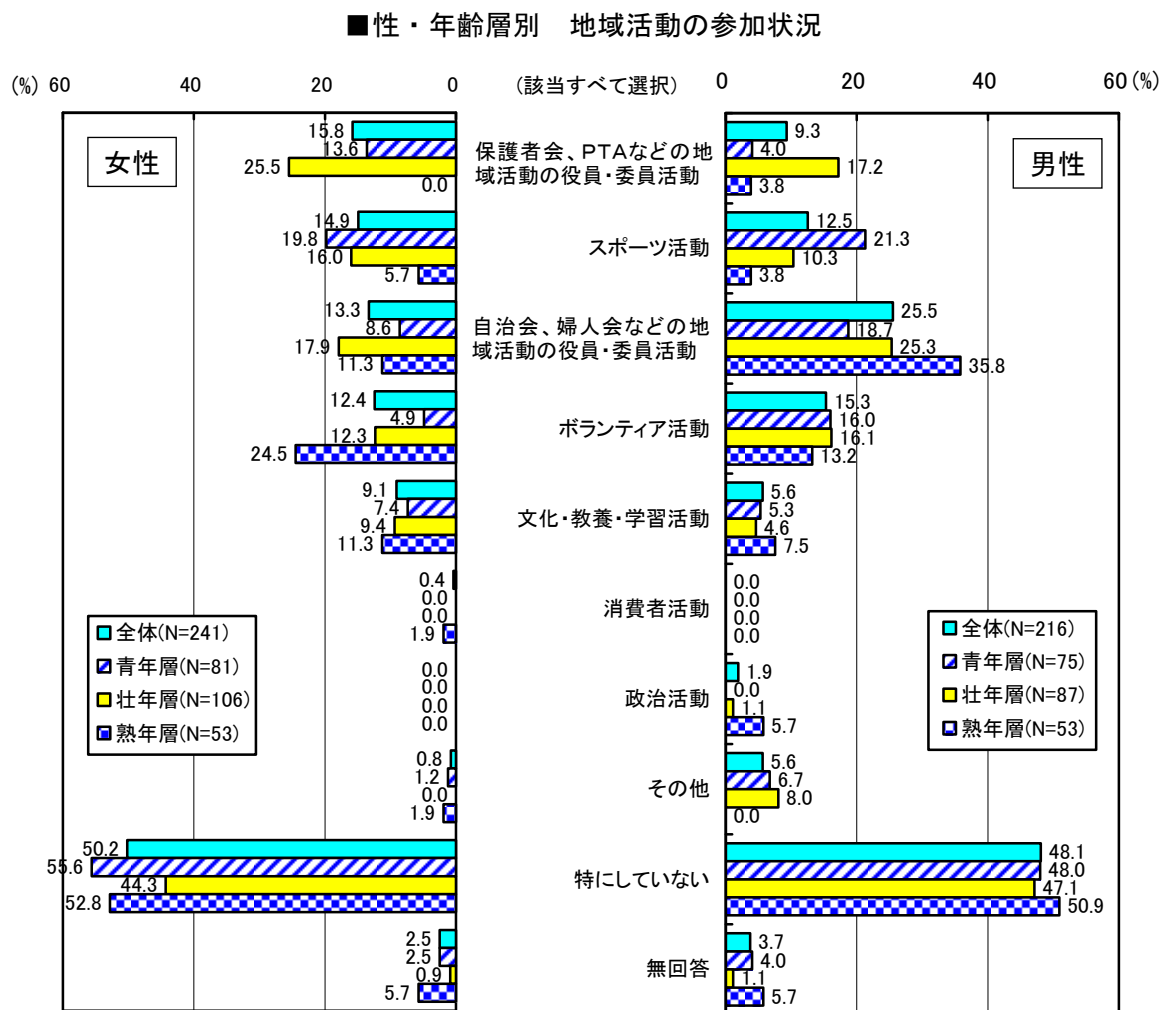
### ③ 人材の育成

施策項目	取り組み内容	担当課
女性を対象にした各種学級	男女共同参画に関する知識を身につけ、地域で男女共同参画を推進していけるよう、県の開催する講座への参加を促進します。	公民館
栄養学級	健康づくりの推進と地区組織活動のリーダーを養成するため、女性のみならず男性にも参加を呼びかけ、地域での栄養学級の開催を行います。	保健センター
人材育成事業	地域活性化の担い手として、意欲的に学習に参加する個人または団体に対する支援を行います。	生涯学習課
女性団体連絡会への活動支援	女性の地位向上と女性の町政への参加促進を図るため、町内で活動する女性団体相互の連携や交流を支援します。	生涯学習課

## 施策の方向5 地域社会における男女共同参画の促進

### 現況と課題

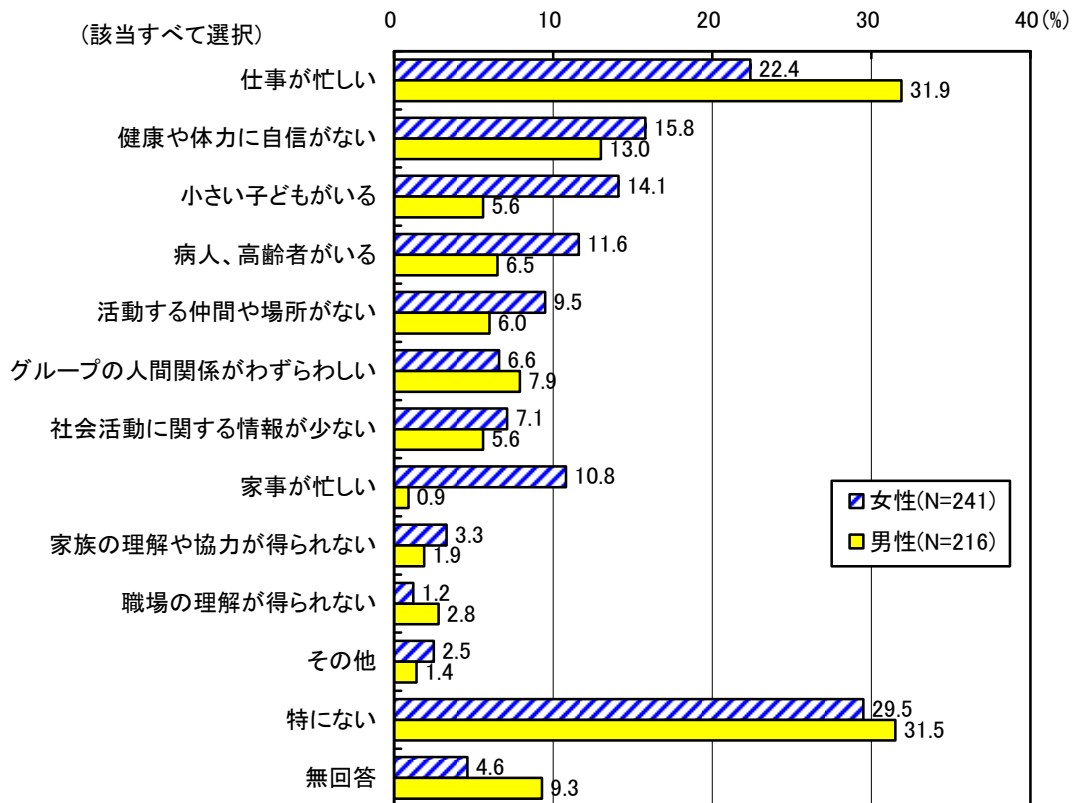
仕事以外に家庭の外で活動していることについて、何らかの活動に参加している人は男女共におよそ半数で、壮年層の参加率が高くなっています。青年層は男女共に「スポーツ活動」が、壮年層は女性が「保護者会、PTAなどの役員・委員活動」、男性が「自治会、婦人会などの地域活動の役員・委員活動」、熟年層は女性が「ボランティア活動」、男性が壮年層と同様に「自治会、婦人会などの地域活動の役員・委員活動」への参加率が高くなっています。



今後、参加したい活動を行う上で、あるいは活動を継続する上で支障になることは、男女共に「仕事が忙しい」がトップで、女性は「小さい子どもがいる」や「家事が忙しい」「病人、高齢者がいる」が男性よりも特に高くなっています。また、熟年層は「健康や体力に自信がない」が高く、今後、ますます高齢化が進むことが予測される中で、元気な高齢者の地域活動への参加促進とともに、青年層など若い人の参加しやすい仕組みを検討する必要があります。

さらに、男女が共に地域活動に参加できるようにするためには、仕事と生活の調和<sup>※</sup>など労働条件の改善が最も重要な課題であり、少子高齢化<sup>※</sup>の中で、身近な地域でのボランティア活動や子育て支援活動等の促進を図るとともに、世代を超えて交流や学習等ができる場や機会の充実が必要です。

■地域活動に参加する上で支障になること



### 住民の声

- ◆ 伊方町をみれば女性の区長、老人会長、各種団体の長はいないようです。これは女性自身が最初から辞退しているのが現状のようです。女性の平等を言うならば、そのようなことから女性の意識改革が必要です。一般の女性でも重い責任や負担をさけているようではだめで、もっと積極的になってほしい。(男性・60歳以上)
- ◆ 男女一人一人が他の人と協力しあい個性を持ち、地域活動や仕事に取り組めることができれば良いと思う。(男性・20歳代)
- ◆ 女性の家庭や育児意見を大切にしてほしい。(女性・30歳代)
- ◆ 小中学校の教育の課程から意識を高める事が大切。(男性・60歳以上)

## 施策の方向の考え方

少子高齢化<sup>※</sup>の著しい伊方町にあって、住民の生活を明るく豊かにするとともに、活気のあるまちづくりを推進するため、住民の積極的な地域活動への参加を促進します。

とりわけ少子高齢化の著しい伊方町にあって、防犯や防災などの安全対策、子育て支援、高齢者に対する見守り支援などの活動について、男女の共同参画を促進します。

## 主な取り組み

### ① 地域社会における男女共同参画の促進

施策項目	取り組み内容	担当課
国際交流活動事業	外国の文化や習慣などを紹介し、住民の国際感覚を養うため、国際交流を進めます。	政策推進課
国際理解の推進	国際交流員との交流の中で、異文化にふれるとともに、相互理解を深めます。また、外国の男女平等や男女共同参画の問題などについて理解を深める機会の確保に努めます。	公民館

### ② 男女が共に参画する地域づくり

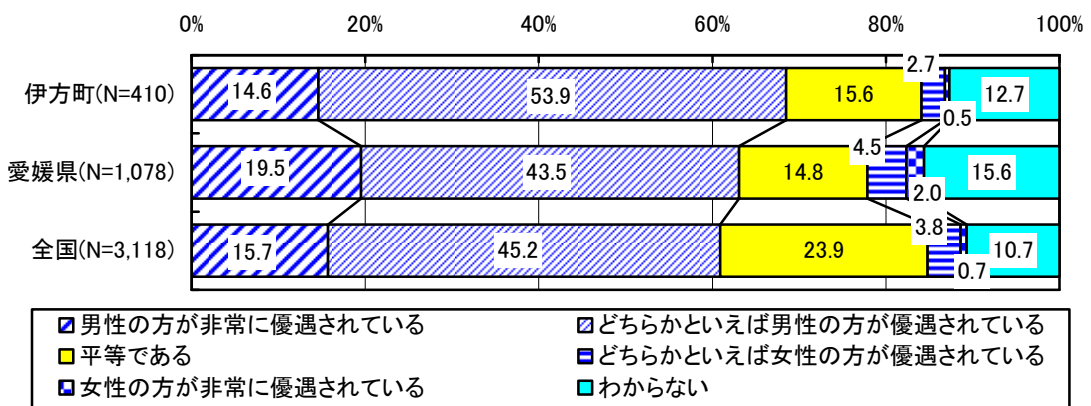
施策項目	取り組み内容	担当課
ボランティア団体育成及びNPO <sup>※</sup> 法人育成事業	住民が地域における福祉や環境美化活動、あるいは地域活性化のための活動に主体的に参画できるよう、ボランティア団体の育成やNPO法人の設立を支援します。	政策推進課
地域活性化事業	伊方町の活性化と定住したいと思える魅力ある地域づくりを進めるため、地域資源を活用し、全国に発信できるよう、性や年齢を問わず住民の力を結集し、地域活性化事業の一層の充実に努めます。	商工観光課
防災活動への男女共同参画の促進	地震や台風・豪雨などによる災害の被害からひとり暮らし高齢者等を守るため、自主防災組織による避難誘導や避難所での生活支援など、防災活動への男女共同参画を促進します。	総務課
防犯活動への男女共同参画の促進	子どもや高齢者を対象とした犯罪を防止するため、関係機関との連携のもとに地域での見守りや悪徳商法等の学習など、防犯活動を促進します。	総務課
子育て <sup>※</sup> ・子育ての見守り・支援活動への男女共同参画の促進	少子化の中で子どもの社会性やコミュニケーション能力 <sup>※</sup> などを育むため、世代間交流や子育てサロンの開催など、地域での見守り・支援体制の確立をめざします。	保健福祉課

施策の方向6 雇用の分野における男女平等の推進

現況と課題

職場の中での男女の地位の平等について、伊方町の住民意識調査結果と愛媛県及び全国調査の結果とを比べてみると、伊方町は「男性の方が非常に優遇されている」が愛媛県や全国よりも低いものの、「どちらかといえば男性のほうに優遇されている」が高いため、男性優遇の意識が高くなっています。

■男女の地位の平等感【職場の中で】



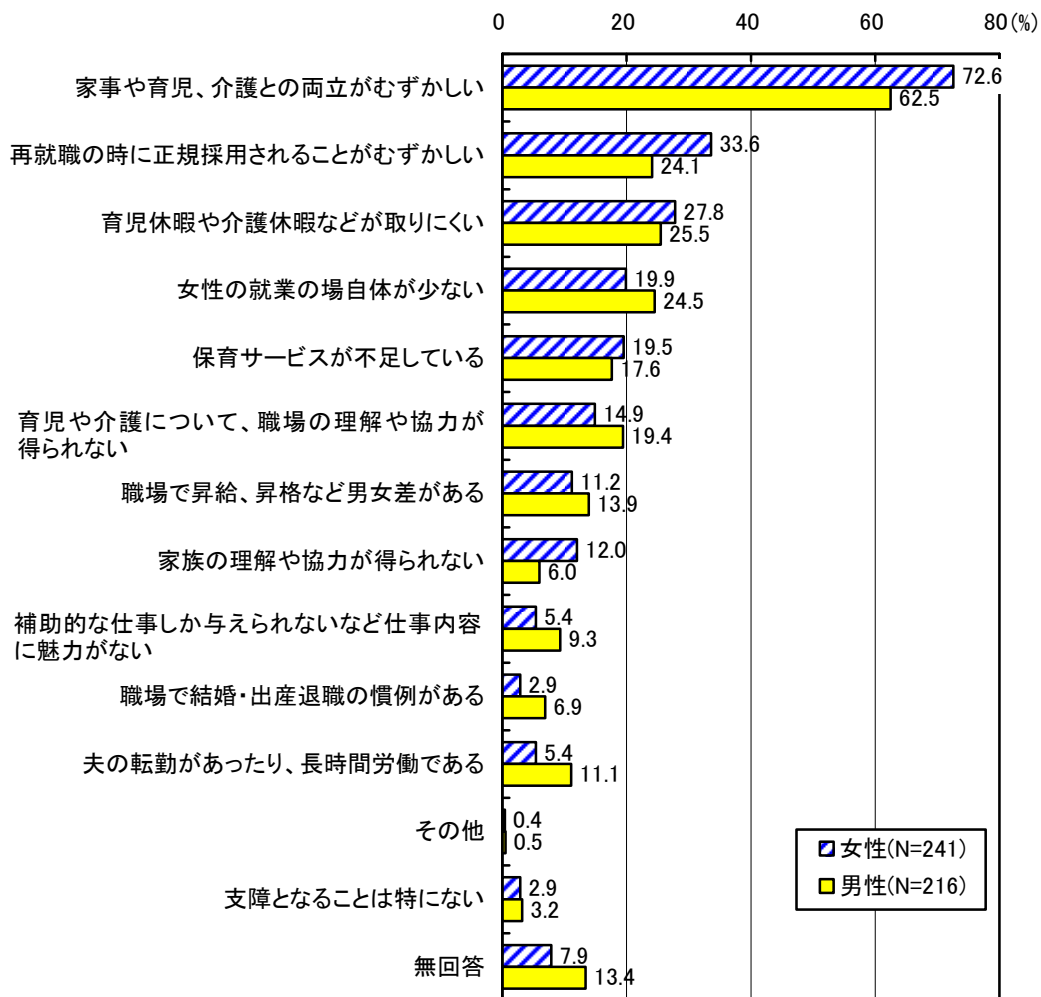
資料：愛媛県は平成21年実施の「男女共同参画に関する世論調査」、全国は内閣府の平成19年実施の「男女共同参画社会に関する世論調査」

注)3つの調査は無回答を除いて集計しています。

また、女性が働く上で支障となることでは、「家事や育児、介護との両立がむずかしい」が男女共にトップですが、そのほかにも「職場で昇給、昇格など男女差がある」や「補助的な仕事しか与えられないなど仕事内容に魅力がない」「職場で結婚・出産退職の慣例がある」などの男女差についての問題が指摘され、いずれも男性のほうの認識が高くなっています。「男女雇用機会均等法」により法の上では男女が同じように働くことができるようになってはいますが、現状は採用や賃金など、雇用の場における男女格差は依然として残っています。

女性の就業率が高まっている中で、働き続けることに対する理解や認識を深めるとともに、いったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」希望者が働くことができるよう、職業能力を高めるための支援などが必要です。

■性別 女性が働く上で支障となること



施策の方向の考え方

女性が働く意欲と能力を十分生かすことができるように、国や県等の関係機関と連携を図り、事業主に対する男女雇用機会均等法に基づく男女均等な雇用機会と待遇の確保について周知徹底します。

また、<sup>\*</sup>少子高齢化が進む中で、豊かで活力ある社会の形成や維持のため、出産や子育てで中断した女性の再就職が可能となるよう、国や県等の関係機関と連携を図り、職業能力の向上や就職情報等の提供を行います。

## 主な取り組み

### ① 男女均等な雇用機会の確保の推進

施策項目	取り組み内容	担当課
事業主に対する法制度に関する啓発	事業主を対象に、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国や県等関係機関との連携による啓発を行います。	商工観光課
住民に対する啓発	住民を対象に、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法の趣旨や内容の周知を図ります。	商工観光課
男女共同参画を進める事業所の実践例などの情報提供	男女共同参画を進める県内の事業所の実践例など、県との連携により情報提供を進めます。	商工観光課

### ② 女性の再就職等<sup>※</sup>チャレンジ支援

施策項目	取り組み内容	担当課
職業訓練の促進	関係機関との連携により、女性の職業能力の開発や技術・資格取得の機会の提供に努めるとともに、出産や子育て後の再就職のための職業能力の向上等の機会の提供に努めます。	商工観光課
就職活動支援	女性の再就職を支援するため、関係機関との連携による求人情報等の情報の収集や提供に努めます。	商工観光課
女性の起業支援	女性の町内での就労の機会を確保するため、地域資源を生かしたコミュニティ <sup>※</sup> ビジネスの起業などの検討を進めます。	商工観光課 政策推進課 保健福祉課

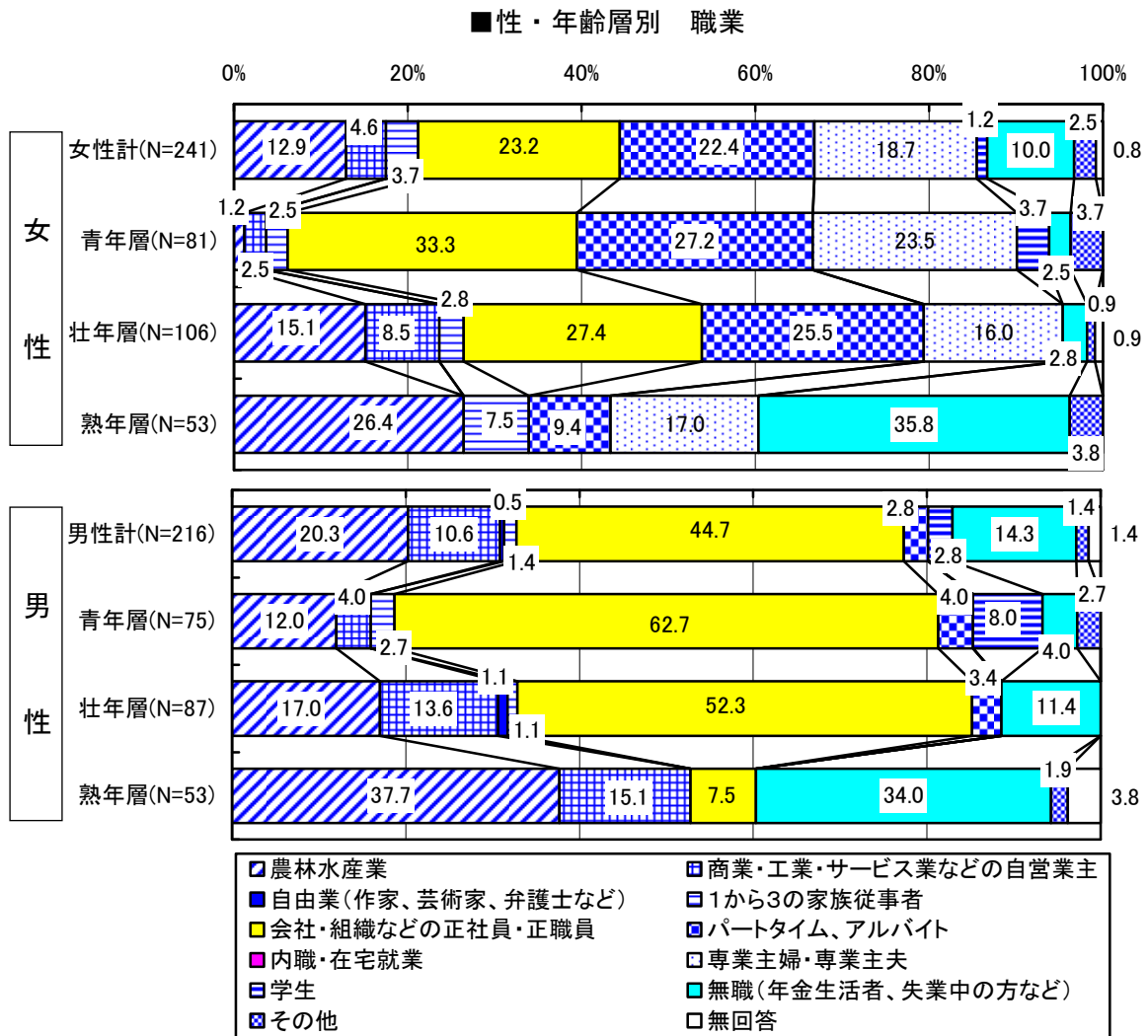
### 住民の声

- ◆ 男女平等ではあるものの、子供が産めるのは女性だけなので、性差に関わることにに対しては十分にフォロー・ケアして欲しい。（産休、育休、乳児・児童等の病気の時など）町内の企業が模範となるような、制度を実施して欲しい。また、町内の企業において、法的な拘束力をもって（伊方独自の）、取り組んでいってはいかがでしょうか？（女性・30歳代）

## 施策の方向7 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進

### 現況と課題

住民意識調査では、女性の21.2%が農林水産業や商工業等の自営業主、あるいはその家族従事者で、熟年層では農林水産業や家族従事者が33.9%と高いものとなっています。農林水産業については高齢化と後継者不足など厳しい現状があり、持続可能な産業振興と経営の安定化が重要な課題です。



また、家族経営協定は、平成21年現在48戸の農家で締結されていますが、農林水産業等では「仕事と自分の生活との区がない」などの不満や悩みもあることから、今後も、経営の女性参加や家事・育児等との両立における負担軽減の意味からも、労働条件を明確にし、労働環境の改善を促す取り組みを進めていく必要があります。

#### 家族経営協定とは・・・

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境（労働時間や休日など）などについて家族みんなで話し合いながら取り決めます。



## 施策の方向の考え方

農業に従事する家族従事者に対して、「家族経営協定」に関する情報提供を行い、経営への参画や労働条件の改善など労働環境の向上を支援します。

また、関係機関や団体との連携のもと、女性の農林水産業や商工業における技術・経営管理能力の向上のための研修の充実に努めます。

さらに、伊方町の農林水産業をはじめ観光等産業の振興を図り、地域が活性化できるよう、男女共同参画による取り組みを進めます。

## 主な取り組み

### ① 女性の経営参画等の促進

施策項目	取り組み内容	担当課
農業委員会等への女性の参画促進	農業経営等に対する女性の参画を進めるため、農業委員会や農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の委員や役員への女性参画を促進します。	農林水産課 農業委員会 商工観光課
家族経営協定締結に関する啓発	家族一人ひとりが農業経営に積極的に参画し夢を持って農業に取り組めるよう、家族経営協定についての啓発活動を進めます。	農林水産課

### ② 女性が活動しやすい環境づくり

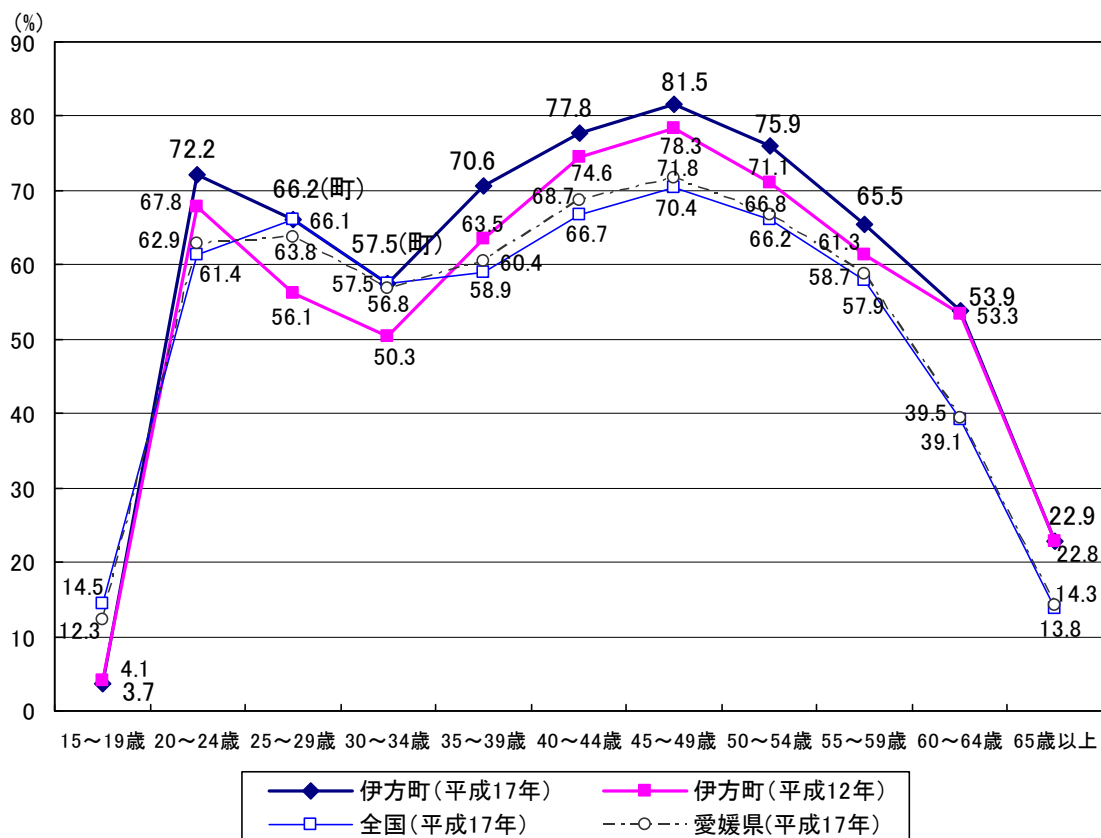
施策項目	取り組み内容	担当課
農業者年金加入に関する啓発	高齢期の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう啓発活動を進めます。	農業委員会
女性が生産活動しやすい環境づくり	女性が生産活動しやすい環境づくりを進めるため、関係機関や団体と連携し、農業や水産業、商工業従事者、経営者の情報交換や交流、環境づくりの提案などを行うネットワークの充実を図ります。	農林水産課 商工観光課
伊方町生活研究協議会の活動支援	健康で活力ある農家・農村づくりをめざし、特産品づくりや都市住民との交流活動、生活経営能力の向上、仲間づくりなどに取り組んでいる伊方町生活研究協議会の活動について、男女共同参画の視点での取り組みとなるよう支援します。	農林水産課
労働に関する相談体制の整備	関係機関との連携による農林水産業や商工業自営業、家族従事者などの労働に関する相談体制の整備に努めます。	農林水産課

## 施策の方向8 仕事と家庭・地域生活の両立支援

### 現況と課題

伊方町の女性の就労状況を平成17年の5歳階級別の就業率で見ると、15～19歳は全国より10.8ポイント、愛媛県より8.6ポイントそれぞれ低い状況ですが、30～34歳を除く各年齢層は全国及び愛媛県よりも高い就業率となっています。乳幼児の子育て期の25～29歳、30～34歳は特に平成12年に比べて就業率が上昇し、25～29歳で10.1ポイント、30～34歳で7.2ポイントも高くなっています。このような就業率の高まりの中で、仕事と子育て、地域活動等のバランスある生活を送れるようにすることが必要です。

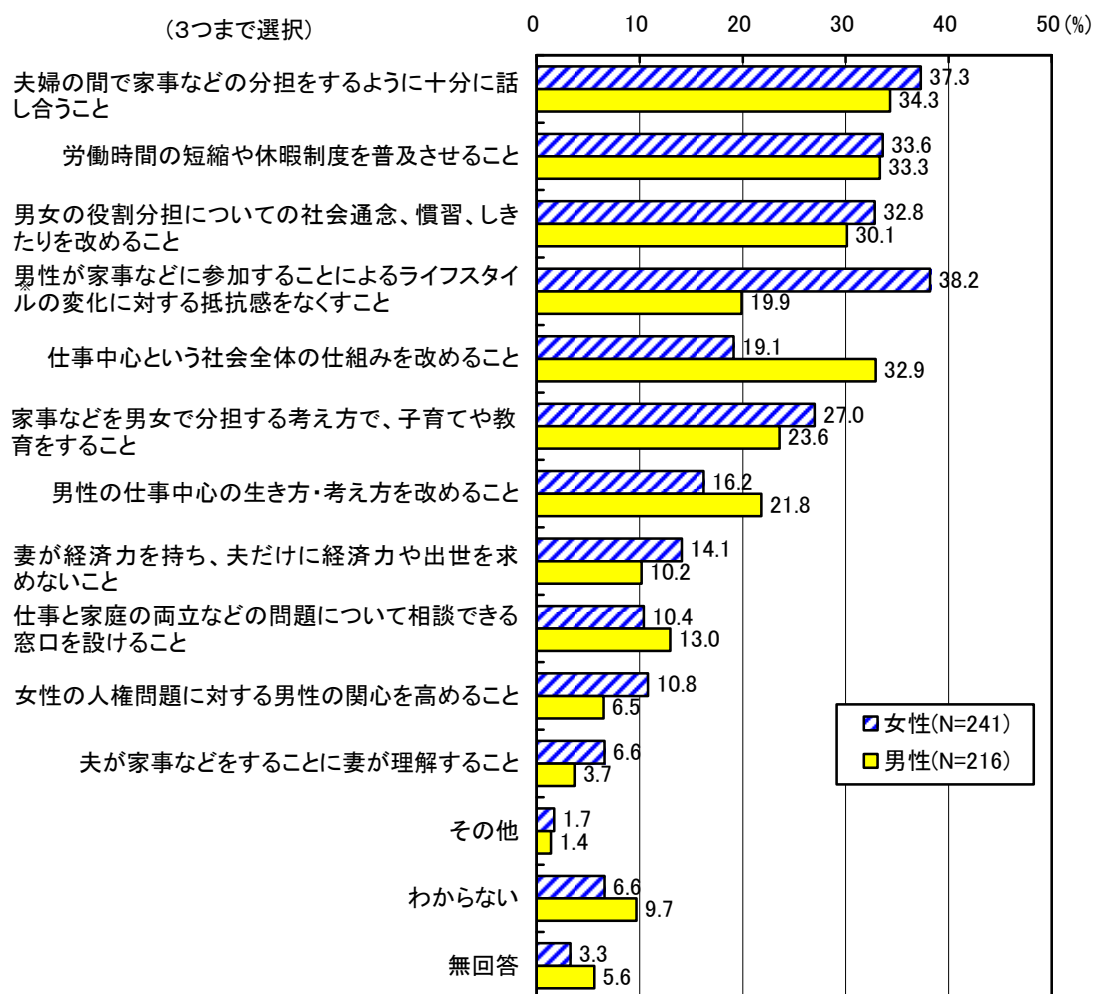
■女性の年齢階級別就業率の推移 ※



資料: 各年国勢調査

また、住民意識調査から、今後男女が共に家庭生活や地域活動に積極的に参加していくためには、女性は特に「男性が家事などに参加することによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと」が男性よりも高く、男性は特に「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」が女性よりも高くなっています。また、男女共に「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」や「労働時間の短縮や休暇制度を普及させること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が30%を超えています。

■性別 男女が共に家庭生活や地域活動等へ参加するために必要なこと

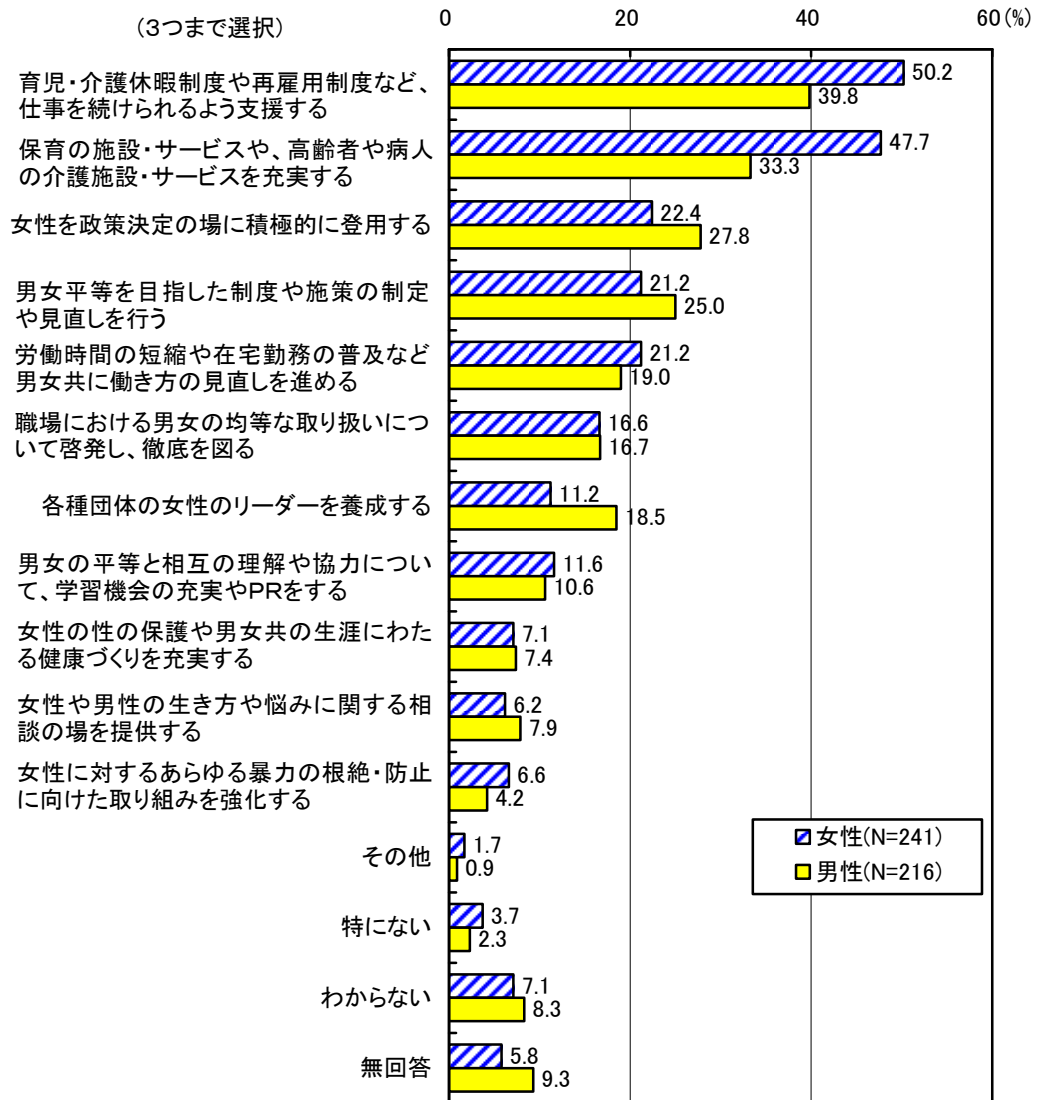


さらに、男女共同参画社会づくりを推進していくために行政が力を入れていくべきこととして、男女共に「育児・介護休暇制度や再雇用制度など、仕事を続けられるよう支援する」がトップで、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の介護施設・サービスを充実する」「女性を政策決定の場に積極的に登用する」「男女平等を目指した制度や施策の制定や見直しを行う」「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」などと続き、雇用や働き方などに関する施策が上位に入っています。少子高齢社会を迎えている中で、男女共同参画社会の基本として、男女が安心して子育てができ、家族としての責任を果たすことができる社会を築いていくことが重要であり、そのためには、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※</sup>がとれた生活を送ることができるようにする必要があります。

平成19年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定されました。これは安定した仕事に就けず、経済的に自立することができないとか、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕

事と生活の間で問題を抱える人が多く見られることを踏まえ、仕事と生活の調和が実現した社会、つまり「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現を官民一体となって取り組んでいくために定められたものです。

■性別 男女共同参画社会づくりの重点施策



住民の声

- ◆ 当町の一番の課題は少子化対策です。
1. 保育園児が年々少なくなっている→出生が少ない
  2. 出生が少ない→結婚数が少ない
  3. 適齢者が多いのに…出来ないのか、しないのか  
→婚活の支援を！（町の取り組みを期待、外国の血も）
- もう一つの課題：農業者に休暇制度が必要。JAの取組みは、毎週日曜日は休み等（男性・60歳以上）

## 施策の方向の考え方

男女が共に心身の健康を保持し、仕事をしながらも自己啓発や地域活動などを行うことができるよう、関係機関や事業者、地域などと一体となって仕事と家庭・地域生活の調和の実現に向けた取り組みを促進します。

また、男女が安心して仕事と子育てを両立することができるよう、保育サービスの充実をはじめ「パパ・ママ育休プラス」などの普及を進めるとともに、男性の子育てや家事等の家庭生活への参画を進めます。

## 主な取り組み

### ① 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

施策項目	取り組み内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス <sup>※</sup> についての啓発	仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なことであることを住民が理解し、事業者や地域が共にその実現に向けて取り組んでいけるよう啓発を進めます。	商工観光課
労働時間短縮に向けた啓発	長時間労働などの働き方の見直しをはじめ仕事と家庭・地域生活の調和に向けた取り組みの先進事例など、関係機関等と連携し企業啓発に努めます。	商工観光課

### ② 子育てや介護との両立の支援の充実

施策項目	取り組み内容	担当課
育児休業制度等の周知や利用促進	子育て期間中の短時間勤務制度の義務化や子どもの看護休暇の拡充、父母共に育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）などを改正内容とした「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律」について、関係機関との連携により普及、施行の促進を図ります。	商工観光課
保育サービス等の充実	共働き世帯等働く親の子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援するため、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
子育て支援の環境整備	保護者が自信を持って子育てができるよう、また、保護者同士の交流が行えるよう、子育て支援広場や乳児相談、教育相談などを進めます。	保健センター 学校教育課

施策項目	取り組み内容	担当課
介護保険サービス等の利用促進	在宅介護者の負担を軽減するため、介護保険サービスや地域支援事業の情報提供や利用促進を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭への就労・生活相談や経済的支援を通して、生活の安定と福祉の向上を図ります。	保健福祉課

### ③ 男性の家庭生活への参画促進

施策項目	取り組み内容	担当課
啓発・広報活動の推進	家庭の実情に合った家事分担等について、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。また、広報等による男性の家事参加等に関する啓発を進めます。	政策推進課 保健福祉課
男性の家庭生活参画促進のための教室の開催	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが育児や料理、介護などが必要になった時にも困ることなく行えるよう、知識や技術習得のための教室を開催します。	保健福祉課 生涯学習課



基本目標 **IV** 男女が共に健康で安心して暮らせる環境をつくりましょう

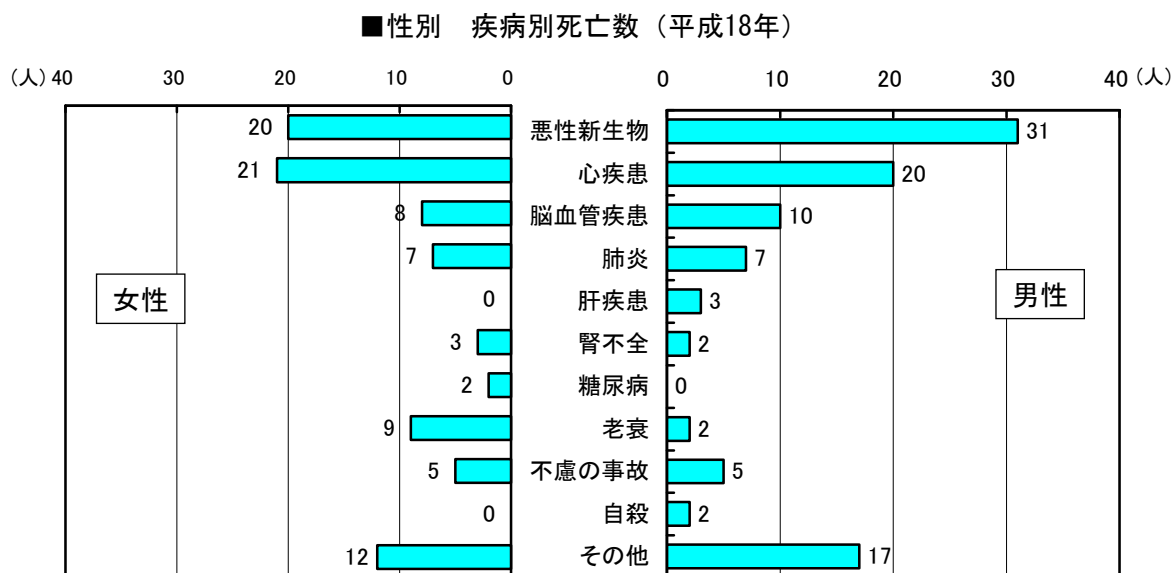
施策の方向9 生涯を通じた健康づくりの推進

現況と課題

男女の平等は、お互いの性と人権を尊重することが重要ですが、自己の性や生命についても大切にすることが基本です。しかしながら、住民意識調査にも見られたように、買春・売春、援助交際に対する青年層の意識が低いなど、性に対する倫理観の低下が見られます。また、全国的にも青少年の飲酒や喫煙、薬物など健康を損なう問題や、子どもの食生活の乱れや生活習慣病などの問題もあり、小さい頃からの性と生命を大切に<sup>※</sup>する教育や食育の取り組み、生活習慣の確立などが重要となっています。

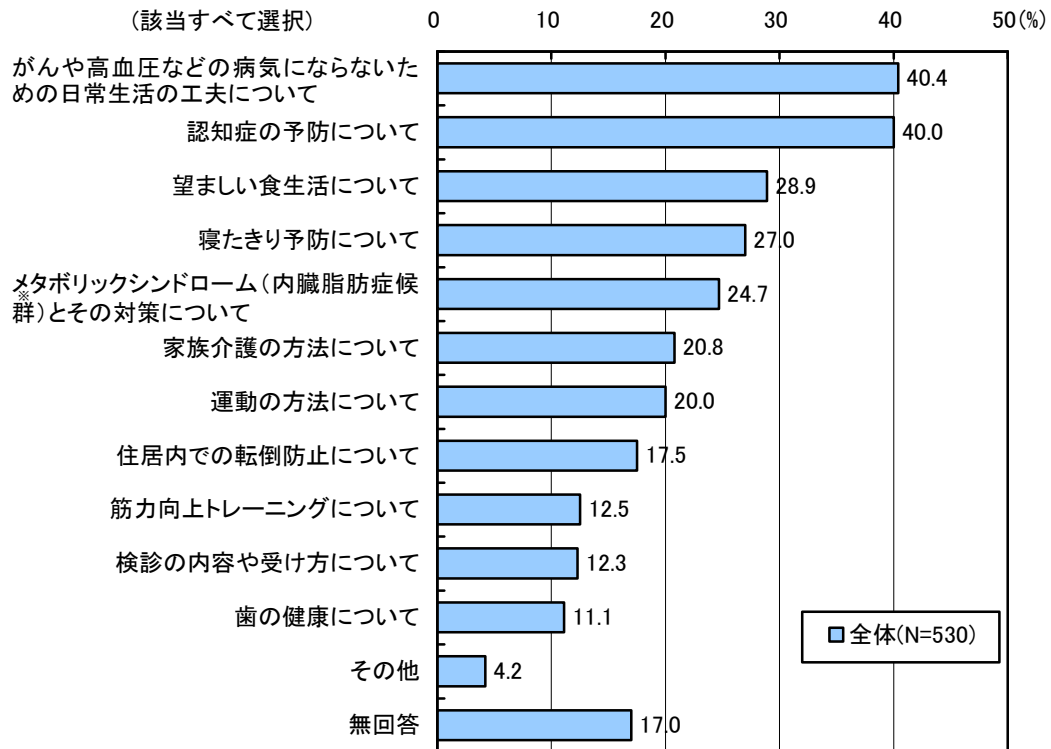
また、女性は妊娠や出産の機能を有し、女性特有の健康に関する問題に直面することから、女性自身が身体と性の健康について正しい知識を持つとともに、男女が互いの性と生命を尊重する意識を高めることが必要です。

死亡統計によると、伊方町民の主な死因は、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患で、全死因の60%を占めています。特に男性の脳血管疾患や心疾患、がんによる死亡は国や県よりも高い傾向があります。また、脳血管疾患や認知症は伊方町の要介護原因の上位を占めており、高齢期をいきいきと暮らすための条件の一つとしての健康寿命を伸ばすには、特に高血圧や糖尿病予防、認知症の予防に重点的に取り組む必要があります。さらに、男性の更年期など、高齢期に移行する年代の心の悩みなども含めた対策の充実が必要<sup>※</sup>です。



資料：愛媛県保健衛生統計年報

■健康づくりや介護予防などについて知りたい情報



資料:平成20年6月～7月実施の「高齢者保健福祉計画策定のための一般高齢者調査」

施策の方向の考え方

男女が生涯にわたり健康を保ち、いきいきと充実した生活を送ることができるよう、関係機関や地域との連携により、ライフステージ<sup>※</sup>に応じた健康問題への正しい知識の習得や健康状態に合わせた適切な自己管理ができるよう、健康診査や健康教育、健康相談などの充実を図ります。

また、思春期の精神的に不安定であり、かつ身体的には著しく成長する時期の保健対策を進めるとともに、男性の特に心と身体の変化が大きい中高年世代の健康についても、啓発や相談体制の充実に努めます。

主な取り組み

① 思春期保健対策の推進

施策項目	取り組み内容	担当課
性や生命の尊重に基づく性教育の推進	発達段階 <sup>※</sup> に応じて性や生命に基づく性教育やエイズ、性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課 保健センター



施策項目	取り組み内容	担当課
健康を脅かす問題についての啓発	飲酒や喫煙、薬物使用等の弊害について啓発を進めます。	学校教育課 保健センター
相談体制の充実	学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、相談体制の充実を図ります。	学校教育課 保健センター

## ② 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

施策項目	取り組み内容	担当課
妊産婦保健指導の推進	妊娠・出産期における女性の健康支援を行うため、母子健康手帳の交付や妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査などの事業を進めます。また、妊婦健診結果を活用しフォローの必要な妊産婦等を中心に早期対応を図ります。	保健センター
各種健康診査の実施	子宮がん検診や乳がん検診、骨粗しょう症検診などの受診率向上に向けて、検診の普及啓発と受診しやすい体制づくりに努めます。	保健センター
健康教育の充実	紅梅学級や婦人学級などを通して、生活習慣病の予防をはじめ介護予防、更年期の問題など、ライフステージに応じた健康問題や健康管理についての学習機会の充実を図ります。	公民館 保健センター

## ③ 男性の心身の健康づくりの推進

施策項目	取り組み内容	担当課
健康教育の充実	生活習慣病の予防をはじめ介護予防、男性の更年期の問題など、特に中高年期の健康管理についての啓発や教育の充実に努めます。	保健センター
心と身体の健康相談の充実	更年期やストレスによる心身の不調など、働き盛りの男性の健康課題に対応するため、関係機関等との連携を図り、心と身体の健康相談の充実に努めます。	保健センター

## 施策の方向10 いきいきと安心して暮らせるための福祉の充実

### 現況と課題

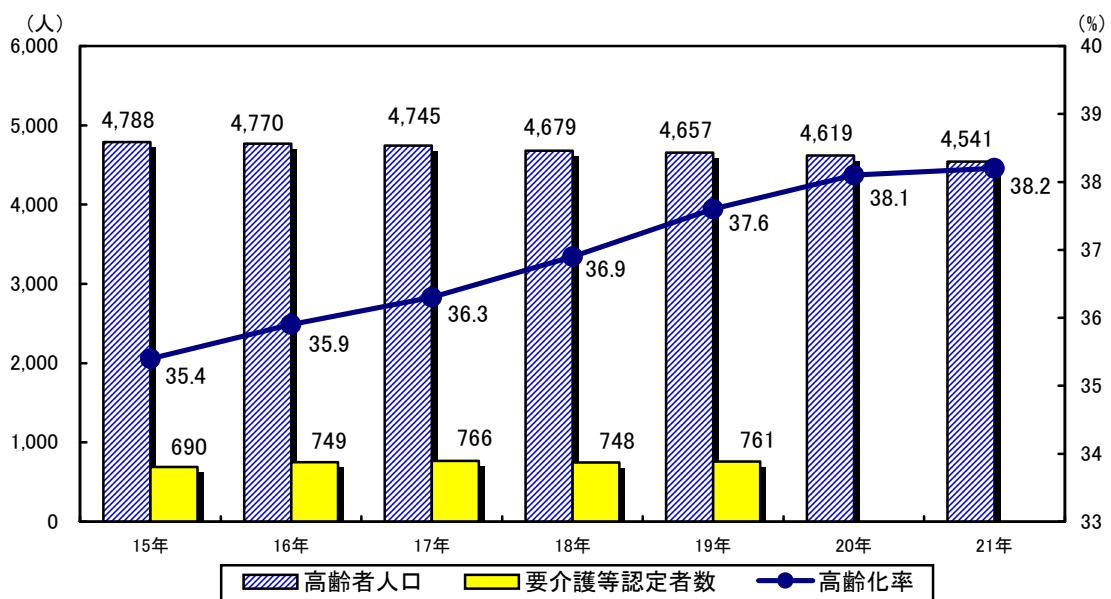
伊方町の高齢化率は、平成21年4月1日現在、38.2%で、愛媛県の25.5%や全国の22.2%をはるかに超えています。また、要介護等認定者数は平成19年度が761人で、高齢者人口の16.3%にあたります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成21年1月1日現在、合計903人で、身体障害者手帳所持者の77.8%が65歳以上で、65歳以上の22.3%が内部障害<sup>※</sup>となっています。

伊方町の高齢者人口は平成15年をピークに減少傾向にあります。総人口の減少のほが大きいと、高齢化率は上昇してきました。高齢者人口は減少傾向にありますが、介護を必要とする高齢者は今後、微増するものと見込まれています。

このような中で、在宅介護の負担が女性に偏らないよう、介護も男女が共に担うことの啓発や介護知識の普及を図る必要があります。

また、寝たきりや介護状態にならないための介護予防等の施策を一層推進するとともに、高齢者や障害のある人が地域の中でいきいきと充実した生活を送れるよう、地域での交流活動の充実やボランティア活動等への参加を促進する必要があります。

■伊方町の高齢化の進行



資料：高齢者人口及び高齢化率は住民基本台帳（各年4月1日現在）、要介護等認定者数は介護保険事業状況報告（各年10月）

## 施策の方向の考え方

ひとり暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯や障害のある人などの支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障害福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動を促進します。

また、在宅での介護などに男女が共に参画できるよう、知識や技術の習得のための講座の開催を進めます。

## 主な取り組み

### ① 高齢者や障害のある人の自立支援

施策項目	取り組み内容	担当課
介護保険サービスや地域支援事業等の推進	介護や支援を必要とする人が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや地域支援事業、高齢者福祉施策を推進します。	保健福祉課
障害福祉サービスや地域生活支援事業等の推進	障害のある人が地域の中で暮らし、社会参加や就労など一人ひとりの自己実現を支援できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害福祉施策を推進します。	保健福祉課
相談体制の充実	高齢者や障害のある人が地域の中で安心して生活を続けられるよう、関係機関や相談事業所等との連携を図り、適切なサービスや制度・事業につなげるとともに、場合により日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進します。	保健福祉課
地域福祉の推進	地域住民や団体、関係機関等との連携を図り、地域での友愛訪問、給食サービス、サロンなど、温かなふれあいと支え合いの地域づくりを促進します。	保健福祉課

### ② 介護や看護への男女共同参画の促進

施策項目	取り組み内容	担当課
介護家族の支援	男女が共に介護や看護の知識、技術等を習得できる講座や教室について、身近な地域での開催に努めます。	保健福祉課
介護予防ボランティアの養成	地域での介護予防活動を普及するため、元気な高齢者で介護予防やボランティア活動に興味のある方を対象に、養成講座を開催します。	保健福祉課

## 第4章

### 計画の推進に向けて



## 1 計画の推進体制

### ① 庁内体制の整備

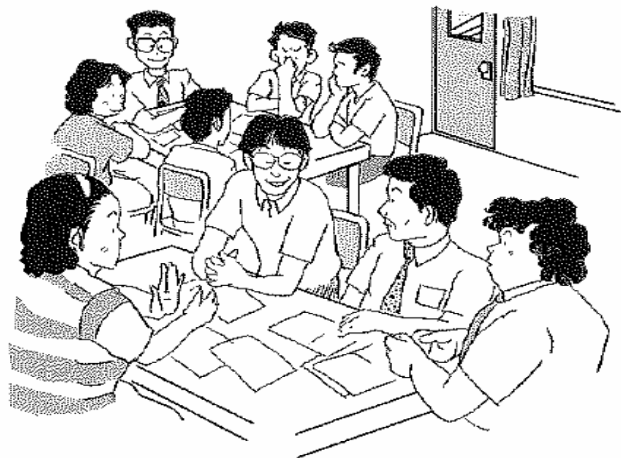
男女共同参画社会の実現を目指し、関連施策の推進にあたり、役場内の職員による「(仮称)男女共同参画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を行います。

また、男女共同参画に関する研修や研究を進めるとともに、職員の意識啓発や計画課題の抽出と改善を行います。

### ② 住民参画による推進体制の整備

計画に位置づけられた施策・事業の点検・評価について広報等で公表するとともに、住民の意見収集の機会づくりに努めます。

また、この計画に基づき伊方町における男女共同参画社会の実現に向け、家庭や学校、地域、職場等においてそれぞれの自主的な取り組みや連携しての取り組みとなるよう、計画について周知を徹底するとともに、男女共同参画関連の先進的取り組み事例や法律の改正等情報の提供を進めます。



## 2 計画の数値目標

この計画の主要な数値目標を次のように設定します。

### ■計画の主要な数値目標

評価項目	現 状 (平成21年)	目 標 (平成31年)	点検時期	把握方法
①性別役割分担意識の肯定率	女性19.9% 男性28.3%	0%	見直し時	アンケート調査
②男女共同参画社会基本法の理解率	23.4%	100%	見直し時	アンケート調査
③女性の直接暴力を受けたことがある率	12.9%	0%	見直し時	アンケート調査
④審議会等女性委員率	25.8%	35%	毎年度	実績調査
⑤女性委員のいない審議会数の割合	15.8%	0%	毎年度	実績調査
⑥役場の女性管理職率	6.5%	増加	毎年度	実績調査
⑦町の政策へ女性意見が反映されていると感じる率	18.6%	50%	見直し時	アンケート調査
⑧地域活動の参加状況	女性47.3% 男性48.2%	増加	見直し時	アンケート調査
⑨職場の中で男女の地位が平等と感じる率	15.6%	50%	見直し時	アンケート調査
⑩家族経営協定の締結農家数	48戸	増加	毎年度	実績調査



## 資料編





# 1 計画の策定体制

## ■計画の策定経過

年月日	事項	内容
平成21年 7月21日～ 8月3日	男女共同参画社会に関する住民意識調査	伊方町在住の20歳以上75歳未満の男女を対象に1,000人抽出し調査を実施。有効回収率は45.8%。調査項目は次のとおり (1) 回答者の属性について：6問 (2) 地域や家庭での生活について：9問・副1問 (3) 男女の人権について：2問・副2問 (4) 職業生活について：5問・副1問 (5) 男女共同参画社会について：5問・副1問
7月28日	第1回伊方町男女共同参画基本計画策定委員会	(1) 男女共同参画社会について (2) 伊方町男女共同参画基本計画の策定に向けて (3) 住民アンケートについて (4) その他
8月～9月	男女共同参画社会に関する事業調査	役場内関係各課に対して、男女共同参画社会に関連する事業調査を実施
10月20日	伊方町男女共同参画講座 第2回伊方町男女共同参画基本計画策定委員会	県女性総合センター及び県男女参画課職員による伊方町男女共同参画基本計画策定委員に対する研修会を開催 (1) 男女共同参画社会に関する住民意識調査報告書について (2) 伊方町男女共同参画基本計画・目次構成(案)について (3) その他
12月9日	第3回伊方町男女共同参画基本計画策定委員会	(1) 伊方町男女共同参画基本計画(素案)について (2) その他
平成22年 1月19日	伊方町男女共同参画懇談会	策定委員のうち女性委員や女性団体の役員などを対象に、男女不平等な点や一緒に取り組んでいること、男女共同参画に向けてなどについて、ワークショップ方式で検討(資料編46～48頁参照)
2月3日	第4回伊方町男女共同参画基本計画策定委員会	(1) 伊方町男女共同参画懇談会の結果報告 (2) 伊方町男女共同参画基本計画(案)の検討 (3) その他

# 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成21年伊方町告示第42号

## (設置)

第1条 伊方町の男女共同参画行政の指針となる男女共同参画基本計画を策定するため、伊方町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、伊方町男女共同参画基本計画案を策定するものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民及び各種団体の代表者
- (3) 行政関係者等

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員のうちから選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は委員会の指示を受け、第2条に規定する調査及び研究を専門的に行うものとする。
- 3 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 4 部会に部長及び副部长各1人を置く。

## (解散)

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

## (補則)

第9条 この告示に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、平成21年7月15日から施行する。

## 伊方町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	愛媛県教育委員会 委員	山 口 千 穂	副委員長
	元役場職員	菊 池 美知夫	
一般町民及び 各種団体の代表	伊方町PTA連合会 会長	塩 崎 幸 生	
	人権擁護委員	梶 谷 捷三郎	
	伊方町女性団体連絡会 会長	菊 池 よし子	
	J A西宇和女性部半島ブロック部 部長	藤 湊 孝 枝	
	伊方町婦人会 会長	渡 邊 紀 代	
	伊方町地域活動連絡協議会 会長	増 田 由香理	
	伊方町商工会女性部 部長	近 田 睦 子	
	伊方町商工会青年部 部長	櫻 谷 広	
行政関係者	副町長	濱 口 市 作	委員長
	総務課長	中 井 一 男	
	生涯学習課長	大 橋 伴 久	
	保健福祉課長	中 里 政 明	
	政策推進課長	山 口 保 清	
事務局		政策推進課	

(順不同、敬称略)

## 伊方町男女共同参画懇談会について

### ① 実施概要

目的	男女共同参画社会の実現を行政と住民が一体となって進めるため、より具体的な課題や解決に向けての実現策を探り、計画の策定に際して取り組むべき施策を検討するための基礎資料とすることを目的としました。
対象者	策定委員のうち女性委員や女性団体等の役員、伊方町役場女性職員など
開催日時	平成22年1月19日 午後1時半～3時
開催場所	伊方町役場
参加者数	13名
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>●2つのグループに分かれてワークショップ（参加体験型学習）方式で行いました。単に司会が質問して回答するという方式ではなく、カードを使い、個人の意見を出していただき、グループでさらに深めていくという方法です。</li><li>●前半は家庭、地域（行事や活動等）、職場等で男女が不平等だと感じること、男女共同参画とは程遠いと感じていることなどを<b>黄色のカード</b>に、逆に男女が共に取り組んでいていいなと感じることなどを<b>青色のカード</b>に書いていただきました。</li><li>●意見交換後、後半は黄色のカードで不平等だと思うこと、問題だと思うことなどを踏まえ、男女共同参画に向けて、家庭や地域、職場でできること、行政が取り組むべきことなどを <b>ピンクのカード</b>に書いていただきました。意見交換などを行い、分野ごとにまとめていただきました。</li><li>●各グループでの検討結果を発表していただきました。</li></ul>

## ② グループでの検討内容

## Aグループ

## 職 場

- 組合員、役員。
- 漁協の役員。
- 職場での昇進。給料。
- 年休等に関する管理者の意識。
- 役場の女性の管理職がない。例えば課長級。

- JA の正規組合員制度。
- JA の女性役員が出ている。商工会理事。
- 職場では男女関係なく、成績で評価してくれます。

- ◆ 年休等制度について職員への研修。
- ◆ 職員採用の時に、女性は正規職員よりも臨時職員を希望することが多い。願わくば女性の意識を向上させる。

- 女のくせと言われる。
- 男らしさ、女らしさを求められる。

- 若い人は変ろうと努力している。
- JA 農家家族協定を結び、給料制や仕事の分担を決めている。

- ◆ 研修会等への男性の参加。
- ◆ 感謝の言葉をちゃんと言う。
- ◆ ほめることも必要。

## 学 校 ・ 地 域

- 地域での役員数。
- 地域の活動が男性の参加する団体等が少ない。
- 九町小学校の評価委員をしていますが（行事等では30年）、いまだに女性PTA会長が出てこない。

- 地区防災会議の役員。
- 行事の後の片付け。
- 学校行事、地域行事。

- ◆ 地域の役員に手を挙げる勇気が必要。
- ◆ 21年度公民館事業の中で男性の料理教室を年間4回開催。町食生活改善協会の健康メニューの伝達、調理実習を取り入れたりしている。
- ◆ 伝統を守るべきところは守る。改善できることは話し合いをする。

## 家 庭

- 家事、育児。
- 家の中では全て男が優先です。
- 家庭内の介護について。
- 名前の呼び方。
- あなた働く人、私家庭を守る人の観念が未だ糸を引いている。

- 買い物と一緒に行く。
- 子育て、家事。
- 農作業について二人で良く話し合いして決めている。

- ◆ 家庭でのしつけ、教育（特に母親の男の子に対して）。
- ◆ 家族で協力する。

- 男女不平等なこと、男女共同参画が進んでいないこと
- 男女が一緒に取り組んでいること
- ◆ 今後、取り組んだらいいこと、できること

## 家庭

- 共に仕事をしているのに、家事全般を女性のみしていること。
- 共働きでも家事・育児(子育て・学校行事)は女性がする。
- 学校行事は母親が主に参加する人が多い。
- 朝の掃除は女性がすること(職場)。
- 女性が料理を作っているときに、男性が寝っ転がっている。
- 家族の看護・介護は女性が主にする。
- 家事は女がして当たり前になっている。
- 男の子に家事をあまりさせない。
- 財産のことについてあまり口出しできない。
- 女性を一人の人格者としてしゃべらない。
- 嫁は財産相続の話に入れない。
- 農家で給料がもらえない。

- 若い世代では、男性も家事に参加している人が多い。
- 現在、若い世代は家事とかは協力し合いながら出来るようになった。

- ◆ おたがい大切な存在であることを認識し、尊重しあい、協力できるよう話し合い、お願いする。
- ◆ できることが何かを話し合う(家庭・職場)。
- ◆ 家庭で話し合う。
- ◆ あきらめしないで(無理だと思わず)言葉にする(お願いする)。
- ◆ 相手の意見を否定しない。
- ◆ ほめる。感謝する。

## 社会

- 会合などの参加に何日も続くと、女性だからと言われることがある。
- 組織の大きなリーダーは男性が多い。
- 議員に女性が出にくい。
- 女性の管理職がない。職場、学校PTA。
- 女性の管理職が少ない。
- お茶入れは女性がする。
- 女性は臨時職員が多い。

- 地域行事は全員で協力してやっている。

- ◆ 女性の意識の持ち方。
- ◆ 足のひっぱりあいではなく、「協力」する。
- ◆ 個人主義(自己中心)的な考えを変える。

- 男女不平等なこと、男女共同参画が進んでいないこと
- 男女が一緒に取り組んでいること
- ◆ 今後、取り組んだらいいこと、できること

## 2 男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	国の動き	県の動き	町の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択</li> <li>◆1976年から10年を「国連婦人の10年」と決定(国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「総理府婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>◆「婦人問題企画推進本部会議」開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民法改正(離婚後の氏の選択)</li> </ul>		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国内行動計画」策定</li> </ul>		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県福祉部家庭福祉課に婦人対策班設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>◆民法改正(配偶者の法定相続分引上げ等)</li> </ul>		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「愛媛の婦人対策基本指針」策定</li> <li>◆婦人対策班を改め婦人対策室を設置</li> <li>◆「愛媛県婦人対策推進会議」設置</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県生活福祉部に婦人福祉課を設置</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議</li> <li>◆「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国籍法改正(国籍の父母両系主義確立)</li> <li>◆「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>◆「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>◆国民年金法の改正(女性の年金権確立)</li> </ul>		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県婦人総合センター(現:愛媛県女性総合センター)オープン</li> </ul>	
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「第2次愛媛の婦人対策基本指針」策定</li> <li>◆「愛媛婦人問題(女性の課題)検討委員会」設置</li> </ul>	



年次	世界の動き	国の動き	県の動き	町の動き
1990年 (平成2年)	◆「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		◆愛媛県民福祉部に婦人局を設置 ◆婦人局婦人生活課となる	
1991年 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ◆「育児休業法」の公布(施行1992)	◆愛媛県生活文化総室に女性局を設置 ◆女性局企画課と改称 ◆(財)えひめ女性財団の設立	
1992年 (平成4年)		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣誕生	◆「愛媛県女性行動計画」策定 ◆「愛媛県男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立	
1993年 (平成5年)	◆「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	◆「パートタイム労働法」公布 ◆中学校で家庭科の男女共修の開始		
1994年 (平成6年)		◆高校で家庭科の男女共修の開始 ◆総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	◆「第4回世界女性会議」(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児・介護休業法」の成立 ◆「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	◆女性局女性政策課と改称	
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」改正	◆「愛媛県女性行動計画(改定版)」策定	
1998年 (平成10年)		◆男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申		
1999年 (平成11年)		◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「労働基準法」一部改正施行 ◆「育児・介護休業法」全面施行 ◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行	◆「愛媛県男女共同参画会議」設置	

年次	世界の動き	国の動き	県の動き	町の動き
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>◆「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「介護保険法」施行</li> <li>◆「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県県民環境部に男女共同参画局を設置</li> <li>◆男女共同参画局参画推進課と改称</li> <li>◆「愛媛県男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組</li> <li>◆「男女共同参画会議」を内閣府に設置</li> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」策定</li> <li>◆「女性副知事サミット2001えひめ」開催</li> </ul>	
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改正「育児・介護休業法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「愛媛県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>◆「愛媛県男女共同参画推進委員」設置</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>◆「次世代育成支援対策推進法」公布</li> <li>◆「少子化社会対策基本法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県県民環境部県民協働局に改組</li> <li>◆県民協働局男女参画課と改称</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」一部改正・施行</li> </ul>		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>◆「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> <li>◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月1日、伊方町、瀬戸町、三崎町が合併し、新しい伊方町が誕生</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」中間改定</li> <li>◆「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛媛県県民環境部管理局に改組</li> <li>◆管理局男女参画課となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「伊方町総合計画」策定。審議会等委員における女性の登用率を平成22年度末30%と設定</li> </ul>

年次	世界の動き	国の動き	県の動き	町の動き
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li> <li>◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定</li> </ul>		
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問</li> <li>◆児童福祉法の一部改正</li> <li>◆「育児・介護休業法」の改正</li> <li>◆「子ども・若者育成支援推進法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「伊方町男女共同参画基本計画策定委員会」設置</li> <li>◆「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施</li> </ul>
2010年 (平成22年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「伊方町男女共同参画基本計画」策定(平成22年度～31年度)</li> </ul>

### 3 男女共同参画関連の法律・制度等一覧

平成11年6月23日の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行以降に制定・改正された法律・制度について掲載しています。

年月日		法律・制度等名称	内 容
1999年 (平成11年)	6.23 公布・施行	男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた。
1999年 (平成11年)	7.16 公布・施行	食料・農業・農村基本法	農業経営等への「女性の参画の推進」を規定し、その機会を確保するための環境整備を推進。
2000年 (平成12年)	4. 1 施行 (1997. 12. 17公布)	介護保険法	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により、介護等を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図る。
2000年 (平成12年)	12.12 閣議決定	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画。11の重点目標を掲げ、それぞれについて、2010年までを見通した施策の基本的方向と2005年度までに実施する具体的施策の内容を示す。
2001年 (平成13年)	10.13 部分施行 2002. 4. 1完全施行 (2001. 4. 13公布)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	今まで家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV(ドメスティック・バイオレンス)に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能とした。 都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担う。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努める。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなった。
2001年 (平成13年)	11.16 部分施行 2002. 4. 1 完全施行 (2001. 11. 16公布)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児休業法1992年施行、育児・介護休業法1999年完全施行)の改正	働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減するための改正。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児休業等を理由とした不利益取り扱いの禁止</li> <li>● 時間外労働の制限</li> <li>● 勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳⇒3歳)</li> <li>● 子の看護のための休暇の努力義務</li> <li>● 転勤についての配慮</li> <li>● 国による意識啓発 など</li> </ul>

年月日		法律・制度等名称	内 容
2004年 (平成16年)	6. 2 公布 12. 2 施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正	暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象を子どもと元配偶者まで拡大し、接近禁止命令では、加害者が6か月間近づくことを禁止、退去命令の期間を2か月に延長。
2005年 (平成17年)	4. 1 施行	改正「育児・介護休業法」	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業や介護休業がとれるようになった。子どもが1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになり、介護休業は要介護状態に至るごとに1回、通算93日までとれるようになった。また、就学前児童について1年に5日まで、病気やけがをした子の看病のための休暇の取得ができるようになった。
2005年 (平成17年)	12. 26とりまとめ	女性の再チャレンジ支援プラン	子育て中又は子育て後の女性に対し、希望に沿った再就職・起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく上で重要であるとともに、安心して子育てできる環境づくりという点で少子化対策にも貢献する。また、少子・高齢化が進み本格的な人口減少が見込まれている我が国においては、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力発揮は、この点でも非常に重要である。こうした問題意識に基づき、取りまとめた。
2005年 (平成17年)	12. 27閣議決定	男女共同参画基本計画(第2次)	12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と22年度末までに実施する具体的施策の内容を提示。ジェンダーについて、誤解や混乱の解消を図るため、社会的性別の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述された。
2006年 (平成18年)	6. 21公布 19. 4. 1施行	男女雇用機会均等法の改正	男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策で男性に対することも対象となることなどが、盛り込まれた。
2007年 (平成19年)	7. 11 20. 1. 11施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正	生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となった。また、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化した。

年月日		法律・制度等名称	内 容
2007年 (平成19年)	12. 18決定	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、今、何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。 行動指針は、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定。
2008年 (平成20年)	4. 8	女性の参画加速プログラム	女性の参加促進のため、あらゆる分野における基盤整備を行うとともに、3つの重点分野を挙げ、戦略的に取組を推進。
2008年 (平成20年)	12. 3公布	次世代育成支援対策推進法の改正	行動計画の指針に基本的視点として新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」が加えられたほか、一般事業主行動計画策定が従業員301人以上から101人以上の企業について平成23年4月1日以降義務化された。
2009年 (平成21年)	6. 24成立 9. 30第1次施行 22. 4. 1第2次施行 6. 30第3次施行	改正「育児・介護休業法」	父親の育児休業を促進するため、「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれたほか、専業主婦の夫(妻)を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業が取得できるようになった。

## 4 用語の説明

### ア行

#### 【エイズ】 37頁

ヒトに免疫低下を起こすウイルス（HIV）の感染による感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症してくる症候群をいいます。輸血や血液製剤などによる血液感染は、薬害エイズとして社会問題になりました。

#### 【NPO（Non Profit Organization の略）】 25頁

民間非営利組織などと訳され、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同参画など多様な分野における自主的な社会的活動を行っています。1998年(平成10年)3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立。なお、本計画では、法人格の有無を問わない広い意味でのNPOをさします。

### カ行

#### 【健康寿命】 36頁

認知症や寝たきりの状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のこと。平均余命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいいます。わが国では、厚生労働省が平成12年度から実施した第3次国民健康づくり対策である「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」において取り上げられ、広く流布されるようになりました。

#### 【更年期の問題、更年期】 7・36・38頁

更年期とは加齢に由来する性ホルモンの減少が進行しホルモンの欠乏状態に至る時期であり、更年期障害は性ホルモンの欠乏によって種々の症状が出現する事をいいます。つまり、この時期以降は生殖能力の低下もしくは廃絶に至る事を意味しています。今までは更年期といえは女性の問題であり、閉経つまり生殖能力の廃絶として考えられてきました。女性に比較し男性は死ぬまで精子を作る事ができる、70歳を超えても生殖能力はあるのだから男性には更年期などは無い、と安易に考えられてきました。しかし、近年女性と同様に男性にも男性ホルモンの減少により生殖能力が低下し、さらにホルモンの欠乏に由来する種々の症状が出現する更年期障害が存在していることが理解されるようになりました。この事を女性の更年期と区別して男性更年期と呼ばれます。

#### 【心の健康】 7頁

心の健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）などが含まれます。これらは生活の質に大きく関係し、心の健康を維持するためには、日常の食生活や身体活動など、身体的健康を維持するために必要な生活習慣が基本となるほか、ストレスの管理や十分な睡眠なども欠かせません。

**【子育て】 2・25頁**

子ども自身が自ら育つことを指すとともに、子どもの発達段階において児童健全育成の分野を指す表現としても用いられます。

**【固定的な性別役割分担意識】 6・10頁**

男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっています。

**【コミュニケーション能力】 25頁**

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受け取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受け取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受け取ることのできる力をいいます。

**【コミュニティビジネス】 28頁**

住民主体の地域課題解決型の小事業、例えば、高齢者向け配食サービスなど、生活者の視点に立って地域の公益的な事業を手掛けること。

**サ行****【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】 3・6・7・8・24・26・32・33・34頁**

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。

**【少子高齢化、少子高齢社会】 1・2・5・24・25・27頁**

出生率の低下や、平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。「高齢化社会」（高齢化率が7%以上の社会）や「高齢社会」（高齢化率が14%以上の社会）の定義とは異なり、「少子化社会」の定義には、具体的な数値上の基準はありません。平成4年度国民生活白書では、合計特殊出生率が人口置き換え水準をはるかに下まわり、かつ、子どもの数が高齢者人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会を、「少子社会」と呼びました。わが国では平成9年に子どもの数が高齢者人口よりも少なくなったので、この年以降、少子社会となったこととなります。そして、21世紀では、少子化の一方で高齢化が進展する「少子高齢社会」を迎えています。

**【食育】 36頁**

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行います。



## 【女性の年齢階級別就業率】 31頁

わが国の女性の年齢階級別就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）や労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代（特に30歳代前半）が低くなります。この年齢による就業率（あるいは労働力率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階級別就業率（あるいは労働力率）を表したものをいいます。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしています。

## 【ストーカー行為】 10・17頁

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える行為をすること。

## 【生活習慣病】 7・36・38頁

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機付けや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。

## 【成年後見制度】 40頁

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。

## 【セクシュアル・ハラスメント】 6・9・17頁

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

## 夕行

## 【チャレンジ、再チャレンジ】 3・21・26・28頁

平成15年4月に男女共同参画会議基本問題専門調査会から出された「女性のチャレンジ支援策について」では、豊かで活力のある社会を実現し、男女が共に生きがいを持って充実した暮らしができるためには、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるような社会経済の構造改

革が必要ということと、実際には活躍度が低い日本の女性のチャレンジ支援は緊要の課題であり、企業等組織活性化の鍵でもあるとの認識から、次の3つのチャレンジを提言しています。  
①政策・方針決定過程に参画し、活躍することをめざす、「上」への（垂直型）チャレンジ ②起業家や研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる、「横」への（水平型）チャレンジ ③子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ。

### 【ドメスティック・バイオレンス（DV）】 6・10・16・17・18頁

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われます。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

## ナ行

### 【内部障害】 39頁

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器のほか、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害のことを一般にいいます。

### 【日常生活自立支援事業】 40頁

認知症（痴呆）高齢者や知的障害者など、自己決定能力の低下した方の金銭管理や福祉サービス利用を支援するため、民法に定める成年後見制度を補完する仕組みとして制度化されたもので、社会福祉法に規定されています。平成14年年4月1日から改正適用され、対象者の範囲の明確化や援助内容の拡大、援助方法の明確化などが行われました。

## ハ行

### 【パパ・ママ育休プラス】 34頁

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」では、父親の育児休業を促進するための「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれました。これは、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、女性だけではなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められています。男性の育児休業の取得率が低く、子育てや家事に費やす時間も極めて低い水準にとどまっている状況を踏まえ、父母が共に育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できるという法改正の愛称です。なお、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったことや、専業主婦の夫（専業主夫の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

## マ行

### 【メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）】 37頁

生活習慣病といえば、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などですが、これらの病気は、それぞれが独立した別の病気ではなく、内臓に脂肪が蓄積した「内臓脂肪型肥満」が共通の原因であることがわかってきました。お腹周りに脂肪のつく内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常の危険因子を複数あわせもち、生活習慣病が引き起こされる確率が高い状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といい、重なる危険因子の数が多ければ多いほど、命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険が高まっています。

## ラ行

### 【ライフスタイル】 31・32頁

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### 【ライフステージ】 37・38頁

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまです。

～男女が共にキラリと光るまち 伊方をめざして～

伊方町男女共同参画基本計画

編集・発行 伊方町 政策推進課  
〒796-0301  
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1  
TEL : 0894-38-0211  
FAX : 0894-38-1373

発行日 平成 22 年 3 月